

第57期 定時株主総会 招集ご通知

- 日 時** 2020年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所** パレスホテル東京 2階「葵」
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役11名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 第57期取締役賞与金支給の件
 - 第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件
 - 第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件
 - 第6号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

東京エレクトロンの基本理念・経営理念

基本理念

基本理念は、東京エレクトロンの存在意義、社会的使命を定義したものです。企業活動の拠り所となる最も基本的な考え方です。

最先端の技術と確かなサービスで、
夢のある社会の発展に貢献します



経営理念

経営理念は、基本理念を実現するために、東京エレクトロンが大切にしている経営の規範を8つの項目で明示したものです。

■ 利益について

社会や産業の発展に貢献すべく、利益の追求を重視し企業価値の向上を目指します。

■ 成長について

技術革新に常に挑戦し、事業拡大と市場創出により継続的な成長を図ります。

■ 社員について

社員は価値創出の源泉であり、創造性と責任感と強いチームワークで情熱をもって業務に取り組みます。

■ 安全と健康と環境について

事業に関わるすべての人々の安全と健康、および地球環境への配慮を第一に考えて行動します。

■ 事業分野について

エレクトロニクスを中心とする最先端技術分野において、高品質な製品を提供し市場をリードします。

■ 品質とサービスについて

顧客の満足と信頼を得るために真のニーズを理解し、品質とサービスの向上に努めます。

■ 組織について

個々の能力を最大限に発揮し、企業価値を最大化する最適な組織を築きます。

■ 企業の社会的責任について

企業としての社会的責任を自覚し、社会から高く評価され社員が誇りを持てる企業であるよう心がけます。

株主の皆さまへ



代表取締役社長・CEO
河合 利樹

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業の概況等をご報告するにあたり、ご挨拶申し上げます。

第57期の半導体製造装置事業及びFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置事業においては、市場は一時的な調整局面を迎え、年度末に新型コロナウイルス感染症による影響も懸念されましたが、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきまして業績予想値を上回る結果となりました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物と感謝しております。

また、株主の皆さまへの配当金につきましても、当初の予想を上回り1株当たりの年間配当金は588円となりました。

社会ではIoTの時代を迎え、私たちの暮らしはより便利で豊かになってきています。半導体やFPDはこれらの発展を中心的に支え、技術革新や用途の広がりとともに、製造装置の市場は今後さらに成長していくことが予測されています。『革新的な技術力と、多様なテクノロジーを融合する独創的な提案力で、半導体とFPD産業に高い付加価値と利益を生み出す真のグローバルカンパニー』というビジョンのもと、当社グループの持続的な企業価値の向上、また、これまで以上に夢のある社会の発展に貢献できる会社を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援とご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

2020年6月

目次

株主の皆さまへ	2	連結計算書類	
第57期定時株主総会招集ご通知	3	連結貸借対照表	59
議決権行使についてのご案内	5	連結損益計算書	60
株主総会参考書類		計算書類	
第1号議案 取締役11名選任の件	8	〔個別〕貸借対照表	61
第2号議案 監査役2名選任の件	15	〔個別〕損益計算書	62
<第3号議案から第6号議案に関連して>	19	監査報告書	
第3号議案 第57期取締役賞与金支給の件	21	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	63
第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として 新株予約権を発行する件	21	会計監査人の監査報告書	64
第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し 株式報酬として新株予約権を発行する件	24	監査役会の監査報告書	65
第6号議案 社外取締役に対する株式報酬の額 及び内容決定の件	27	株主メモ (ご参考)	66
第57期事業報告		特集	
1.当社グループの現況に関する事項	31	環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する取り組み	67
2.会社の株式に関する事項	41	半導体(IC)製造プロセス	69
3.会社役員に関する事項	44		
4.会計監査人の状況	55		
5.会社の体制及び方針	56		

2020年6月1日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号

東京エレクトロン株式会社

代表取締役社長 河合 利 樹

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出及び集会の自粛が社会的に強く要請されております。この事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、本株主総会につきましては、可能な限りご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）で事前に議決権行使をいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年6月22日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 第57期取締役賞与金支給の件 |
| 第4号議案 | 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件 |
| 第5号議案 | 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件 |
| 第6号議案 | 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件 |

以 上

株主さまへのお願い

■本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と異なる対応とさせていただきます。

株主総会へのご出席に関しましては、「事前登録制」とさせていただきます。

詳細につきましては、同封いたしております「当社第57期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について」をご参照ください。

■すべての株主さまへの公平性を勘案し、本年から株主総会におけるお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■代理人によるご出席につきましては、議決権をご行使できる当社の他の株主さま1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。

インターネットによる開示について

■本「招集ご通知」に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。また、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■今後の状況変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.tel.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（8頁～30頁）をご検討の上、以下のいずれかの方法により議決権のご行使をお願い申し上げます。

ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上ご返送ください。



早期投函のお願い
行使期限までに到着するようお早めにご投函ください。

行使期限

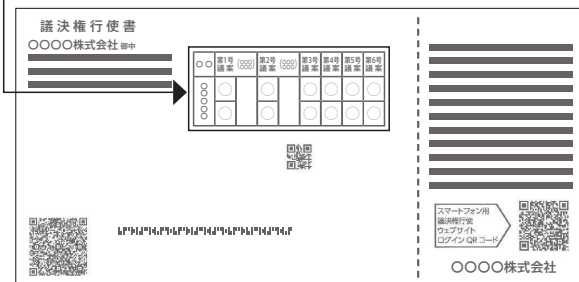
2020年6月22日(月曜日)
午後5時30分(日本時間)到着分まで

議決権行使書のご記入方法

第1・2号議案

- ▶ 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、
候補者の番号をご記入ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。



第3・4・5・6号議案

- ▶ 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

株主総会にご出席ご希望の方

会場へのご来場をご希望されます方は、お手数ではございますが、同封されております「当社第57期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について」に記載の手続きに従い事前のご登録をお願いいたします。

申込締切日

2020年6月12日(金曜日)
(日本時間) 必着

インターネットで議決権を行使される方

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。

なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。詳細につきましては、7頁をご参照ください。

行使期限 2020年6月22日(月曜日) 午後5時30分(日本時間)まで

ウェブサイトへのアクセス手順

STEP 1

ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

※ QRコード®読み取り機能付のスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。



QRコード

STEP 2

「議決権行使コード」を入力してログイン

*** ログイン ***

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 投票権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
● 投票権行使コードの入力欄は、画面右下の「投票権行使コード」欄に記載されています。
● 投票権行使コードの入力欄は、画面右下の「投票権行使コード」欄に記載されています。

議決権行使コード:

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

議決権行使コード

パスワード

株式会社

STEP 3

「パスワード」を入力して次へ

*** パスワード認証 ***

● パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
● パスワードの入力欄は、画面右下の「パスワード」欄に記載されています。
● パスワードの入力欄は、画面右下の「パスワード」欄に記載されています。

パスワード:

STEP 4

画面の案内に従って賛否をご入力ください

※パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する重要な情報です。本総会終了まで、大切にお取り扱いください。お電話によるパスワードのご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)東京証券取引所等により設立された合併会社（株）ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主各位（常任代理人を含む）におかれましては、電磁的方法による議決権行使方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「スマート行使」による方法

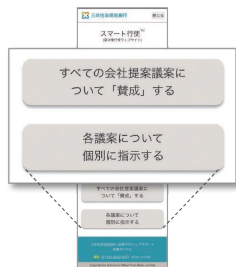
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



1 QRコードを読み取る

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降は画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- ▶ 株主総会開催日前日の2020年6月22日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。
- ▶ インターネット等と議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いしますが、両方が同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- ▶ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金などは株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン及びスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120(652)031

(受付時間 9:00～21:00)

※その他の株式事務に関するご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主さま
お取引証券会社にお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座をお持ちでない株主さま
(特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120(782)031

(受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となります。当社の取締役会の員数につきましては、質の高い活発な討議ができる規模であることと、社内取締役及び独立社外取締役それぞれに期待する多様性が確保されることが重要と考えております。知識、経験、能力のバランスを考慮し、現時点の事業環境に応じた適切な構成として、今回、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当※
1	再任 常石 哲男	代表取締役会長
2	再任 河合 利樹	代表取締役社長兼 最高経営責任者 (CEO)
3	再任 佐々木 貞夫	取締役 専務執行役員
4	再任 布川 好一	取締役 専務執行役員
5	再任 長久保 達也	取締役 常務執行役員
6	再任 春原 清	取締役 常務執行役員
7	再任 池田 世崇	取締役 常務執行役員
8	再任 三田野 好伸	取締役 常務執行役員
9	再任 チャールズ・デイトマース・レイク二世	社外取締役 独立役員
10	再任 佐々木 道夫	社外取締役 独立役員
11	再任 江田 麻季子	社外取締役 独立役員

※現在の当社における地位及び担当は、「招集ご通知」発送時のものであります。

候補者番号

1

つねいし てつお
常石 哲男

生年月日 1952年11月24日

所有する当社の株式数 14,158株

再任



略歴

1976年 4月 当社入社
 1992年 6月 当社取締役
 1996年 6月 当社専務取締役
 2003年 6月 当社取締役副会長
 2015年 6月 当社取締役会長(現在に至る)

当社における地位及び担当

・代表取締役会長

重要な兼職の状況

・東京エレクトロン デバイス㈱取締役

取締役候補者とする理由

当社の半導体製造装置事業のほか、IRや法務、事業戦略など幅広い分野でマネジメントに携わり、豊富な経験及び実績を有しております。これらの長年の経験を活かし、株主価値向上に向けた意思決定に貢献する人材であると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

かわい としき
河合 利樹

生年月日 1963年8月26日

所有する当社の株式数 6,100株

再任



略歴

1986年 4月 当社入社
 2010年10月 当社執行役員
 当社TPS BUGM
 当社SD BUGM
 2012年 4月 当社SPS BUGM
 2015年 6月 当社取締役副社長 兼 最高執行責任者(COO)
 2016年 1月 当社取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO)(現在に至る)

当社における地位及び担当

・代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO)

取締役候補者とする理由

当社で半導体製造装置の販売をグローバルに展開し、同事業の複数のビジネスユニットでマネジメントに携わり、豊富な経験及び実績を有しております。またCEOとして経営の執行において強いリーダーシップを発揮しております。これらの経験及び実績を株主価値向上に向けたグループ経営の方針決定等において活かすことが期待されるため、取締役候補者となりました。

*TPSはサーマルプロセスシステム、BUはビジネスユニット、GMはジェネラルマネージャー、SDは枚葉成膜、SPSはサーフェスプレパレーションシステムの略称であります。

候補者番号

3

さ さ き さだ お
佐々木 貞夫

生年月日 1960年9月15日
所有する当社の株式数 8,000株

再任



略歴

1985年 4月 当社入社
 2008年10月 東京エレクトロン東北㈱(現 東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ㈱) 執行役員
 2010年 7月 同社常務執行役員
 2011年 4月 同社取締役社長(現在に至る)
 2015年 6月 当社取締役(現在に至る)
 当社常務執行役員
 2016年 6月 当社専務執行役員(現在に至る)

当社における地位及び担当

・取締役 専務執行役員

重要な兼職の状況

・東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ㈱
代表取締役社長

取締役候補者とする理由

当社及び当社グループ製造会社において、半導体製造装置のマーケティング業務や技術開発、装置開発等のマネジメントに携わり、豊富な経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ぬ の か わ よしかず
布川 好一

生年月日 1959年6月22日
所有する当社の株式数 7,309株

再任



略歴

1982年 4月 当社入社
 2003年 4月 東京エレクトロン東北㈱執行役員
 2005年11月 当社執行役員
 2010年 7月 東京エレクトロンAT㈱常務執行役員
 2011年 4月 東京エレクトロン宮城㈱常務執行役員
 2017年 6月 当社常勤監査役
 2019年 6月 当社取締役(現在に至る)
 当社専務執行役員(現在に至る)

当社における地位及び担当

・取締役 専務執行役員

取締役候補者とする理由

当社の営業部門、財務、人事など、幅広い分野の業務に携わり、当社グループ会社の管理部門を統轄する執行役員を務めたほか、当社の常勤監査役として、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保に貢献するなど、豊富な経験を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

ながくほ たつや
長久保 達也

生年月日 1963年10月7日
所有する当社の株式数 6,590株

再任



略歴

1986年 4月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員
2015年 6月 当社取締役(現在に至る)
2017年 6月 当社常務執行役員(現在に至る)

当社における地位及び担当

・取締役 常務執行役員

取締役候補者とする理由

当社管理部門での業務に携わり、海外駐在等を通じて会社のグローバル展開を推進するなど、豊富な経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

すの はら きよし
春原 清

生年月日 1958年9月8日
所有する当社の株式数 15,696株

再任



略歴

1981年 4月 当社入社
1998年 4月 当社拡散CVD BUGM
2000年 7月 当社欧米営業推進本部長
2003年 4月 当社執行役員
2007年 6月 当社マーケティング本部長
2009年 4月 当社ポストセールス BUGM
2016年 7月 当社常務執行役員(現在に至る)
2017年 6月 当社取締役(現在に至る)

当社における地位及び担当

・取締役 常務執行役員

取締役候補者とする理由

半導体製造装置の営業をグローバルに展開し、またフィールド・サービス事業を統括し同事業の拡大に貢献するなど、豊富な経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

*CVDはケミカルベーパーデポジション、BUはビジネスユニット、GMはジェネラルマネージャーの略称であります。

候補者番号

いけだ せいすう

7

池田 世崇

生年月日 1961年4月9日

所有する当社の株式数 4,127株

再任

**略歴**

1985年 4月 当社入社
 2008年10月 当社執行役員
 当社TPS BUGM
 2009年10月 当社SPS BUGM
 2012年 4月 当社CT BUGM
 2016年 7月 当社常務執行役員(現在に至る)
 当社CTSPS BUGM
 2017年 1月 当社事業本部 副本部長 兼 CTSPS BUGM
 2018年 7月 当社アカウントセールス本部長(現在に至る)
 当社アカウントGM
 2019年 6月 当社取締役(現在に至る)

当社における地位及び担当

•取締役 常務執行役員

取締役候補者とする理由

当社の半導体製造装置事業において複数のビジネスユニットのマネジメントに携わったほか、アカウントセールス本部長として利益及びシェアの向上、顧客との関係強化に尽力するなど、豊富な業務経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

*TPSはサーマルプロセスシステム、BUはビジネスユニット、GMはジェネラルマネージャー、SPSはサーフェスプレパレーションシステム、CTはクリーントラック、CTSPSはクリーントラックサーフェスプレパレーションシステムの略称であります。

候補者番号

みたの よしのぶ

8

三田野 好伸

生年月日 1961年7月4日

所有する当社の株式数 2,200株

再任

**略歴**

1985年 4月 当社入社
 2010年10月 当社3DI本部長
 2012年 7月 当社執行役員
 2013年 2月 当社ES BU 副BUGM
 2015年 6月 当社ES BUGM
 2017年 6月 当社常務執行役員(現在に至る)
 2018年 7月 当社SPE事業本部長(現在に至る)
 2019年 6月 当社取締役(現在に至る)

当社における地位及び担当

•取締役 常務執行役員

取締役候補者とする理由

当社の半導体製造装置事業において、主力のビジネスユニットで営業、マーケティング業務、及びそのマネジメントに長年携わり、同部門における事業成長に大きく貢献するなど、豊富な経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

*3DIは3次元積層、ESはエッチングシステム、BUはビジネスユニット、GMはジェネラルマネージャー、SPEは半導体製造装置の略称であります。

候補者番号

9

チャールズ・デイトマース・ レイク二世

生年月日 1962年1月8日

所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員



略歴

- 1992年 8月 米国通商代表部 (USTR) 日本部長
- 1993年 7月 同代表部日本部長 兼 次席通商代表付法律顧問
- 1995年 1月 デューイ・バレンタイン法律事務所米国弁護士
- 1999年 6月 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス
カンパニー オブ コロンバス 日本支社 (現 アフラック
生命保険株) 執行役員・法律顧問
- 2001年 7月 同社副社長
- 2003年 1月 同社日本における代表者・社長
- 2005年 4月 同社日本における代表者・副会長
- 2008年 7月 同社日本における代表者・会長
- 2014年 1月 アフラック・インターナショナル・
インコーポレーテッド取締役社長 (現在に至る)
- 2016年 6月 当社取締役 (現在に至る)
- 2018年 4月 アフラック生命保険株代表取締役会長 (現在に至る)

当社における地位及び担当

- ・取締役

重要な兼職の状況

- ・アフラック生命保険株代表取締役会長
- ・アフラック・インターナショナル・
インコーポレーテッド取締役社長
- ・日本郵政株社外取締役

社外取締役候補者とする理由

アフラック生命保険株代表取締役会長及びアフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長を務めており、日本と米国の両国にまたがる企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

候補者番号

10

さ さ き み ち お 佐々木 道夫

生年月日 1957年3月7日

所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員



略歴

- 1982年 3月 リード電機株 (現 株キーエンス) 入社
- 1999年 6月 同社取締役APSULT (アプリセンサ) 事業部長
兼 事業推進部長
- 2000年12月 同社取締役社長
- 2010年12月 同社取締役特別顧問
- 2017年 5月 株イロハ取締役
(株瑞光社外取締役 (現在に至る))
- 2018年 6月 当社取締役 (現在に至る)
- 2018年11月 株SHIFT社外取締役
- 2019年11月 株SHIFT社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

当社における地位及び担当

- ・取締役

重要な兼職の状況

- ・株瑞光社外取締役
- ・株SHIFT社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とする理由

株キーエンスの代表取締役社長等を歴任し、企業価値の飛躍的な向上や高い利益率を実現するなど、長年にわたり同社のグローバルマネジメントに携わった経験をもち、企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。

候補者番号

11

えだ まきこ
江田 麻季子

生年月日 1965年8月2日
所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員



略歴

2000年 9月 インテル(株)入社
2005年 7月 同社マーケティング本部 本部長
2010年 8月 Director, Intel Semiconductor Limited
2013年10月 インテル(株)代表取締役社長 兼
Vice President, Intel Corporation (2018年3月退任)
2018年 4月 世界経済フォーラム日本代表 (現在に至る)
2019年 6月 当社取締役 (現在に至る)

当社における地位及び担当

•取締役

重要な兼職の状況

•世界経済フォーラム日本代表
•富士フイルムホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とする理由

米国大手半導体メーカーIntel Corporationにおいて、アジア太平洋地域のマーケティングに携わり、半導体の事業の将来やニーズの拡がりについて深い知見を有するとともに、同社日本人の代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。また、世界経済フォーラム日本代表を務め、国際社会における課題について様々な分野のリーダーと多角的に幅広く意見交換を続けております。これら半導体産業にかかる経験、グローバルで多面的な視点を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に意見・助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) ㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」(18頁ご参照)を満たしていることから、当社は、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏を独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
- なお、江田麻季子氏は、当社の主要な取引先(特定関係事業者)であるIntel Corporationに勤務していた経験を有しております。しかしながら、同氏は2018年3月に同社を退職しているため、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社社外取締役として一般株主との間に利益相反は生じないと判断しております。
- (3) チャールズ・デイトマース・レイク二世氏が2016年6月から社外取締役を務める日本郵政(株)は、同社の子会社である㈱かんぽ生命保険及び日本郵便(株)による㈱かんぽ生命保険の保険商品の不適正な募集行為が認められたこと、その背景としてグループガバナンスの機能不全及びグループコンプライアンスの不徹底といった態勢上の問題があったと認められたことを理由として、2019年12月に、総務大臣から日本郵政株式会社法に基づく業務改善命令、金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けました。本件に関して、日本郵政グループは、第三者機関などを活用した原因調査をおこない、再発防止策などを講じていると発表しています。同氏は、同社の社外取締役に就任以来、経営方針や経営改善について、またガバナンス態勢・内部統制に関して、会社の持続的成長と中長期企業価値の向上を図るべく、自らの知見に基づき経営陣に対しての助言と業務執行の監督をおこなってきており、この事実の判明後も、継続的に社外取締役として職責を果たす努力をしています。
- (4) 当社は、2015年6月19日開催の第52期定時株主総会で定款を変更し、業務執行をおこなわない取締役及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨、定めております。当該定款に基づき、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏と当該契約を締結しており、本議案において各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、酒井竜児氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、山本高稔氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位※
1	新任	はま 濱	まさたか 正孝	社外監査役 独立役員
2	新任	みうら 三浦	りょうた 亮太	社外監査役 独立役員

(ご参考) 引き続き在任となる監査役

氏名			現在の当社における地位※
はらだ 原田	よしてる 芳輝		常勤監査役
たはら 田原	かずし 計志		常勤監査役
わがい 和貝	きょうすけ 享介	社外監査役 独立役員	社外監査役

※現在の当社における地位は、「招集ご通知」発送時のものであります。

候補者番号

はま まさたか

1

濱 正孝

生年月日 1951年1月21日

新任

社外監査役

所有する当社の株式数 0株

独立役員



略歴

1973年 4月 ㈱日本興業銀行 入行
 1978年 6月 ハーバード大学経営大学院修士課程修了
 2001年 4月 ㈱日本興業銀行執行役員ロンドン支店長
 2002年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行執行役員欧州営業第二部長
 2003年 4月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント㈱(現アセットマネジメントOne㈱)専務取締役
 2008年 4月 DIAM アセットマネジメント㈱(現アセットマネジメントOne㈱)取締役副社長

2010年 4月 シュローダー証券投信投資顧問㈱(現シュローダーインベストメント・マネジメント㈱)シニアアドバイザー
 2010年 9月 同社専務取締役
 2012年 4月 同社取締役会長(2018年12月退任)
 2019年 6月 ニッセイアセットマネジメント㈱社外取締役(現在に至る)

重要な兼職の状況

・ニッセイアセットマネジメント㈱社外取締役

社外監査役候補者とする理由

金融業界における長年の幅広い経験を通じて、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、新たに社外監査役候補者いたしました。

候補者番号

みうら りょうた

2

三浦 亮太

生年月日 1974年5月14日

新任

社外監査役

所有する当社の株式数 0株

独立役員



略歴

2000年 4月 弁護士登録
 森総合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所
 2007年 1月 森・濱田松本法律事務所パートナー(2018年10月退所)
 2019年 1月 三浦法律事務所設立
 同弁護士法人パートナー(現在に至る)

重要な兼職の状況

・弁護士法人三浦法律事務所パートナー
 ・テクマトリックス㈱社外取締役(監査等委員)

社外監査役候補者とする理由

大手法律事務所でのパートナーを経た後、現在は弁護士法人三浦法律事務所のパートナーを務めるなど、企業法務分野を中心に弁護士として豊富な経験及び専門知識を有しております。これらの経験及び専門知識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から新たに社外監査役候補者いたしました。同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 濱正孝氏及び三浦亮太氏は社外監査役候補者であります。
 (2) 当社は、2015年6月19日開催の第52期定時株主総会で定款を変更し、業務執行をおこなわない取締役及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨、定めております。本議案が承認され、濱正孝氏及び三浦亮太氏が監査役に就任された後に、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 (3) ㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」(18頁ご参照)を満たしていることから、当社は、濱正孝氏及び三浦亮太氏を独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。なお、直近3事業年度において、三浦亮太氏が所属する弁護士法人三浦法律事務所と当社との間で、企業法務等に関する個別事案の一部に取引関係がございましたが、その報酬額は1,000万円未満かつ、弁護士法人三浦法律事務所の受取報酬の1%未満と僅少であります。また、同氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しておりましたが、直近3事業年度において、森・濱田松本法律事務所と当社との間で取引関係はございません。そのため、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社社外監査役として一般株主との間に利益相反は生じないと判断しております。

(ご参考) 取締役・監査役の選定の方針

① 業務執行取締役の選定の方針

業務執行取締役の選定にあたり、経営者としての経験、見識、実績に裏付けられた優れた執行能力、あらゆるリスクに対して感度が高く、正しい分析と判断ができること、自己が正しいと信じる意見を率直に議場で発言することなどを当社の業務執行取締役に求めます。

また、当社取締役会においては、多様なバックグラウンド、知見からの建設的な議論をおこなうため、業務執行取締役には営業・サービス系／製造工場系／技術開発系／管理部門系など、社内の各部門に精通した取締役をでき得る範囲でバランスを考慮して選任します。

② 独立社外取締役及び社外監査役の選定の方針

独立社外取締役及び社外監査役は、社内出身の取締役による同質の議論に偏ることのないよう、独立した立場から忌憚のない意見を述べることで、取締役会の議論をグローバル競争で勝ちぬくための適切な方向に導きます。

上述の観点から、独立社外取締役及び社外監査役は、グローバルビジネスに関する知見／関連業界に関する幅広い見識／多彩な人的ネットワーク／社会的な視点／資本市場の視点等からの客観性／財務・会計に関する知見／法律全般に関する知見等をバランスよく備えた人材構成とします。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外役員（会社法第2条第15号に規定される社外取締役及び同法同条第16号に規定される社外監査役）の独立性判断基準を下記のとおり定める。

当社は、以下に該当する社外役員で、一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる者は独立性がないものと判断する。

- (1) 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人を指す。以下同じ）または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者ただし、下記(2)に該当する者を除く
 - ※ 本項目において「当社を主要な取引先とする者」とは、過去3年の各事業年度（過去の事業年度の数値を当社が合理的に把握できない場合は、把握できた事業年度。以下同じ）にわたってその者の年間連結売上高（これに準ずるものを含む。以下同じ）の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社及び当社子会社から受けた者をいう。
 - ※ 「当社の主要な取引先」とは、過去3年の各事業年度にわたって当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社に行った者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る）。
- (2) 当社及び当社子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は、当該団体に常勤として所属している者をいう。以下同じ）
 - ※ 「多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3年の各事業年度にわたってその者の年間売上高（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高）の5%または1千万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を得ていることをいう（以下同じ）。
- (3) 最近において、上記(1)または(2)のいずれかに該当していた者
 - ※ 「最近において、上記(1)または(2)のいずれかに該当していた者」とは、実質的に、現在、上記(1)または(2)に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、上記(1)または(2)に該当していた者をいう。
- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

但し、(ウ)は社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する

- (ア) 下記(i)から(iii)までに掲げる者
- (i) 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者ただし、下記(ii)に該当する者を除く
 - ※ 本項目において「当社を主要な取引先とする者」とは、過去3年の各事業年度にわたってその者の年間連結売上高の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた者をいう。
 - ※ 「当社の主要な取引先」とは、過去3年の各事業年度にわたって当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社に行った者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る）。
 - (ii) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 - (iii) 最近において、上記(i)または(ii)のいずれかに該当していた者
 - ※ 「最近において、上記(i)または(ii)のいずれかに該当していた者」とは、実質的に、現在、上記(i)または(ii)に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、上記(i)または(ii)に該当していた者をいう。
- (イ) 当社の子会社の業務執行者
(ウ) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
(エ) 最近において(イ)、(ウ)または当社の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者
- ※ 「重要でない者」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ホ等に準じて判断され、具体的には、上記(1)、(4)(ア)(i)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスのもの、上記(2)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）が、「重要な者」に該当するものとする。
 - ※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいう。なお、親族関係が解消されている場合は、近親者としては取り扱わない。

以上

＜第3号議案から第6号議案に関連して＞

第3号議案から第6号議案は役員報酬に関連した議案であります。当該議案と当社の役員報酬制度との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

また、当社の役員報酬制度の詳細につきましては、本冊子47～53頁をご参照ください。

当社グループは世界レベルでの企業競争力強化及び経営の透明性向上を意図し、短期的業績や中長期の企業価値向上との高い連動性をもつ役員報酬制度を採用しております。取締役のうち、社内取締役の報酬は、「固定基本報酬」「年次業績連動報酬」「中期業績連動報酬」により構成しております。また、社外取締役につきましては、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っており、この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、新たに非業績連動の株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）を導入し、年次業績連動報酬（現金賞与）を廃止することといたしました。これにより、第6号議案が承認可決された場合、社外取締役の報酬は、「固定基本報酬」「非業績連動報酬（株式報酬）」で構成されることとなります。なお、監査役については、経営に対する独立性に鑑み、固定基本報酬のみとしております。

報酬構成と付議議案の関係について

	固定基本報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬	非業績連動報酬
	現金	現金賞与	株式報酬型 ストックオプション (注)4	パフォーマンスシェア (株式報酬)	リストラクテッド・ ストック・ユニット (株式報酬)
取締役 (社外取締役を除く)	第48期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)1	第3号議案	第4号議案	第55期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)5	—
社外取締役	第56期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)2	第57期から廃止	—	—	第6号議案
監査役	第48期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)3	—	—	—	—

- (注) 1. 取締役の固定基本報酬限度額は、1事業年度につき7億5,000万円以内と決議されております。
 2. 社外取締役の固定基本報酬限度額は、1事業年度につき6,000万円以内と決議されております。
 3. 監査役の固定基本報酬限度額は、月額1,300万円以内（年額1億5,600万円以内）と決議されております。
 4. 第5号議案は、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを目的として付議しております。
 5. 取締役（社外取締役を除く。）の中期業績連動報酬は、3事業年度を対象として、総額4億8,000万円以内かつ23,800株以内と決議されております。
 6. 固定報酬的色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金制度につきましては、2006年3月期以降分を廃止しております。

年次業績連動報酬：現金賞与【第3号議案】

- 第57期末日時点在籍の取締役8名（社外取締役3名を除く。）に対し総額11億3,750万円を提案させていただきます。
- なお、執行役員兼務取締役に対しては、従来どおり取締役賞与のみを支給し、使用人分賞与は別途支給していません。

年次業績連動報酬：株式報酬型ストックオプション【第4号議案・第5号議案】

- ストックオプションに関しましては、新株予約権の発行を伴う形態としておりますので、会社法の規定に基づき、本総会の第4号議案及び第5号議案として付議しております。
- 第4号議案において、第1号議案が原案どおり承認された場合に対象となる取締役8名（社外取締役3名を除く。）に対し総額11億3,750万円以内、かつ、57,900株以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することを提案させていただきます。
- 第5号議案において、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対し85,500株以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することを提案させていただきます。
- なお、当社取締役につきましては、年次業績連動報酬のうち現金賞与と株式報酬型ストックオプションの構成割合を概ね1対1とし、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員の年次業績連動報酬につきましては、当社取締役との職責の違いを勘案して、概ね2対1としております。

非業績連動報酬：社外取締役に対する株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット）【第6号議案】

- 社外取締役について、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット）として、3事業年度を対象とし、対象期間ごとに総額5,000万円以内、かつ、5,000株以内で支給する非業績連動報酬の導入について提案させていただきます。

第3号議案 第57期取締役賞与金支給の件

当社の役員報酬制度及び第57期の親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROEに基づき、第57期末日時点在籍の取締役8名（社外取締役3名を除く。）に対し、年次業績連動報酬の現金賞与部分として、総額11億3,750万円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件

当社の役員報酬制度及び第57期の親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROEに基づき、当社取締役に対して年次業績連動報酬の株式報酬型ストックオプション部分として新株予約権を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

年次業績連動報酬のうち、取締役（社外取締役を除く。）に対する現金賞与につきましては、第3号議案として付議しておりますが、取締役に対する株式報酬型ストックオプションは、会社法第361条第1項第3号に規定される「報酬等のうち金銭でないもの」に該当いたしますので、第3号議案とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、総額11億3,750万円の範囲内で、年次業績連動報酬の株式報酬型ストックオプション部分として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いいたします。第1号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象者は取締役8名（社外取締役3名を除く。）となります。

なお、実際に付与する株式報酬型ストックオプションの額は、新株予約権の割当日の株価、行使価額及び過去実績に基づく将来配当予想額等を用いて算定された新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じたものといたします。

1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社子会社は、従来から業績に連動する報酬体系及び株式報酬などのインセンティブ報酬制度を積極的に導入し、当社の株価や連結業績、株主価値との連動性をさらに高めるとともに企業競争力強化・経営の透明性向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しております。

年次業績連動報酬に関しましては、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEとの相関性を明確にもたせることによって、連結業績や株価に対する連動性の引き上げを図っております。

当社取締役に対する年次業績連動報酬につきましては、業績向上による株価向上インセンティブをもたせるとともに、株価変動によるリスクを株主各位と共有するため、概ね2分の1相当を現金以外の報酬（株式報酬）としており、株式報酬型ストックオプションとして「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を第57期の連結業績に基づき、以下のとおり発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権割当の対象者
当社取締役（社外取締役を除く。）
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式57,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

579個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。)

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月1日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日の前月末日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の分割行使はできないものとする。

(新株予約権1個を最低行使単位とする。)

②対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員等の地位にあることを要する。

③上記②にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が権利行使期間の開始日の前日以前の日には権利行使期間の開始日から1年以内、その死亡日が権利行使期間の開始日以降の日には対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、権利行使をすることができる。

④上記②にかかわらず、対象者が当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員等の地位を退任(または退職)した場合(対象者が同時にまたは連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を退任(または退職)した場合。以下同じ。)には、その退任(または退職)日が権利行使期間の開始日の前日以前の日には権利行使期間の開始日より1年以内、その退任(または退職)日が権利行使期間の開始日以降の日には当該退任(または退職)日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使をすることができる。

⑤その他の権利行使の条件は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合(当社株主総会の承認が不要な場合には当社取

締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案。

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、③により定める新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数、再編対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

上記(8)及び(9)に準じて決定する。

(12) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本総会終結後に開催される取締役会決議により定める。

第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件

当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対して新株予約権を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、第4号議案と同様に、ご承認をお願いするものであり、本議案の対象者は合計91名となります。

実際に付与する株式報酬型ストックオプションの額は、第4号議案と同様に、新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じたものいたします。

1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行することを必要とする理由

当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する報酬制度については、当社取締役の役員報酬制度に準じ、従来から業績に連動する報酬体系及び株式報酬などのインセンティブ報酬制度を積極的に導入し、当社の株価や連結業績、株主価値との連動性をさらに高めるとともに企業競争力強化・経営の透明性向上につなげることを目的としております。

これを受け、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する第57期の連結業績に基づく株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で割り当てるものとし、割り当てる新株予約権の数については、当社の取締役に対する支給規模を勘案の上、算出しております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

- ・第57期末日時点の当社執行役員、幹部社員（割当日時点で当社取締役と兼務する者を除く。）のうち、必要と認められる者
- ・第57期末日時点の当社国内子会社の取締役、執行役員及び幹部社員並びに当社海外子会社の取締役、執行役員及び幹部社員のうち、必要と認められる者（持分法適用関連会社である東京エレクトロン デバイス㈱の取締役、執行役員及び幹部社員を含まない。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式85,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

855個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。)

(4) 新株予約権の払込金額

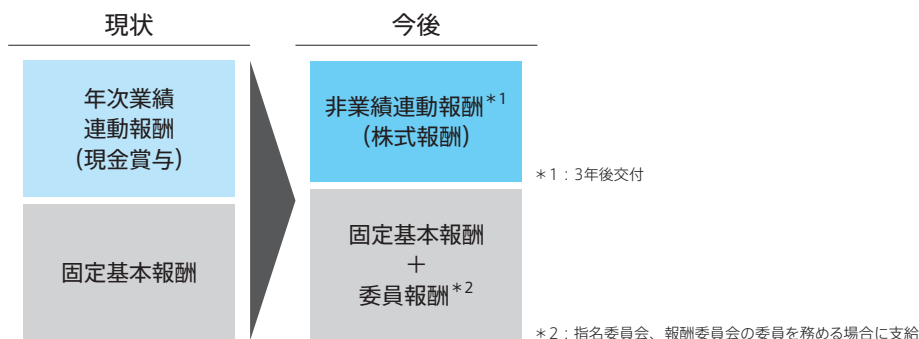
無償とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月1日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日の前月末日までとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の行使条件
①新株予約権の分割行使はできないものとする。
(新株予約権1個を最低行使単位とする。)
②対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員等の地位にあることを要する。
③上記②にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が権利行使期間の開始日の前日以前のときには権利行使期間の開始日から1年以内、その死亡日が権利行使期間の開始日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を相続の上、権利行使をすることができる。
④上記②にかかわらず、対象者が当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員等の地位を退任（または退職）した場合（対象者が同時にまたは連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を退任（または退職）した場合。以下同じ。）には、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日の前日以前のときには権利行使期間の開始日より1年以内、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日以降のときには当該退任（または退職）日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、対象者は新株予約権の権利行使をすることができる。
⑤その他の権利行使の条件は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得
以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
ただし、③により定める新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数、再編対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得
上記(8)及び(9)に準じて決定する。
- (12) 募集事項の決定の委任等
上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本総会最終後に開催される取締役会決議により定める。

第6号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

当社の社外取締役の報酬について、交付する株式数が業績に連動しない非業績連動の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。本制度の導入に伴い、社外取締役については従来支給してまいりました年次業績連動報酬（現金賞与）を第57期分から廃止いたします。また、本議案が承認可決された場合、当社の社外取締役の報酬構成は下図のとおりとなります。



本議案は、第56期定時株主総会においてご承認いただきました社外取締役の固定報酬限度額（1事業年度につき6,000万円以内）とは別枠で、社外取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。本制度の対象となる当社の社外取締役の員数は、第1号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時点において3名となります。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社におきましては、社外取締役に対して、経営の監督のみならず、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に貢献することを期待してまいりました。これは、「コーポレートガバナンス・コード」原則4-7にも合致するものであり、その観点から、適切な範囲において年次業績連動報酬を支給してまいりました。このたび、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆さまとのより一層の利益の共有を図ることを目的とし、年次業績連動報酬の支給を廃止し、非業績連動の株式報酬制度の導入を提案するものであります。本制度は、交付する株式数は業績に連動させず、株式交付のタイミングを対象期間となる3事業年度終了後とすることで、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を高めていくとともに、中長期にわたる株主の皆さまとの利益の共有を一層強化する設計といたします。

本制度の導入にあたり、報酬決定プロセスの透明性・公正性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会において、外部専門家（ウイリス・タワーズワトソン）も交えて複数回議論した上で、取締役会においても複数回にわたって議論いたしました。その過程においては、投資家の皆さまとも意見交換をさせていただきました。なお、本制度の水準に関しましては、外部専門家の提供する市場データと意見等を参考にしながら、利益相反の観点から社内取締役のみで議論し、適切な現金報酬と株式報酬のバランスであるとの結論に至っております。

2. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出す社外取締役の非業績連動報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて社外取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）をおこなう株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の社外取締役
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
社外取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が抛出す金銭の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として対象期間ごとに5,000万円*（当初の対象期間は2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度） ※ ただし、当初の対象期間については、別途、本制度導入に伴い廃止する年次業績連動報酬からの移行措置として株式報酬を支給するため、当社が抛出す金銭の上限は6,000万円とします。 ・ 毎事業年度、信託期間を約3年とする本信託を設定 ・ 1事業年度あたりに当社社外取締役を対象として設定する本信託の数は1個として、毎事業年度において本信託を設定した場合は、最大で3個の本信託が併存
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び社外取締役に交付等がおこなわれる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間ごとに5,000株*（当初の対象期間は2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度） ※ ただし、当初の対象期間については、別途、本制度導入に伴い廃止する年次業績連動報酬からの移行措置として株式報酬を支給するため、社外取締役に交付等がおこなわれる当社株式等の数の上限は6,000株とします。 ・ 当社発行済株式総数（2020年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.003% ・ 本信託は当社株式を当社または株式市場から取得する予定
③社外取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間（3事業年度）終了後

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本制度の対象となる期間は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）とし、当初の対象期間は2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

当社は、社外取締役の報酬として、対象期間ごとに5,000万円を上限とする信託金を拠出し、受益者要件を充足する社外取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。ただし、当初の対象期間については、別途、本制度導入に伴い廃止する年次業績連動報酬からの移行措置として第57期取締役賞与に代えて株式報酬を支給するため、当社が拠出する金銭の上限は6,000万円とします。この信託金の上限金額は、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を合算して設定しています。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社または株式市場から取得します。当社は、対象期間中、社外取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与をおこない、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託からおこないます。

また、当社は、2021年3月末日で終了する事業年度後も毎事業年度、信託期間を約3年とする新たな本信託を設定することにより、本制度に基づく株式報酬を社外取締役に支給することがあります。その場合、新たな各本信託の設定以降の3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間ごとに5,000万円を上限とする信託金を拠出し、信託期間中、社外取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等をおこないます。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託をおこなうことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間をさらに3年間延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、5,000万円の範囲内で追加拠出をおこなう予定です。ただし、かかる追加拠出をおこなう場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（社外取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、5,000万円の範囲内とします。

(3) 社外取締役に對して交付等がおこなわれる当社株式等の数の算定方法及び上限

社外取締役に對して交付等がおこなわれる当社株式等の数は、各対象期間に付与される株式交付ポイント（※）の数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当または株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付等がおこなわれる当社株式等の数及び上限交付株式数を調整します。

※ 株式交付ポイントは、所定の基準金額を本信託が当社株式を取得したときの株価（信託契約の変更及び追加信託をおこなうことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価）で除して算定

社外取締役に交付等がおこなわれる当社株式等の上限は、対象期間ごとに5,000株とします。この上限交付株式数は、上記(2)の当社が拠出する金銭の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。ただし、当初の対象期間については、別途、本制度導入に伴い廃止する年次業績連動報酬からの移行措置として第57期取締役賞与に代えて株式報酬を支給するため、社外取締役に交付等がおこなわれる当社株式等の数の上限は6,000株とします。

(4) 社外取締役に対する株式交付等の時期及び方法

当社株式等の交付等の時期は、対象期間終了後（対象期間終了前に退任または死亡した場合はその時点）となります。

当社社外取締役は、対象期間終了後（対象期間終了前に退任または死亡した場合はその時点）に以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益権確定手続を経た上で、株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ①対象期間初年度に制度対象者として在任していること
- ②上記(3)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ③在任中に一定の非違行為等があった者や解任等により退任した者でないこと
- ④その他株式交付制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

上記受益者要件を充足した社外取締役は、株式交付ポイント数の一定割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、原則として当該社外取締役が日本株式を取り扱う証券口座等を有しない場合には、株式交付ポイントの全部について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付をおこないます。また、対象期間終了前に社外取締役が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を社外取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び当社社外取締役と利害関係のない団体への寄附をおこなう予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

(添付書類)

第57期事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済につきましては、米国をはじめとして総じて堅調に推移してきたものの、新型コロナウイルスの感染が広がり、その先行きには不透明感が出てきております。

当社グループの参画しておりますエレクトロニクス産業におきましては、次世代通信規格(5G)対応のスマートフォンの本格的な普及を見据えた高性能プロセッサの需要増に加え、データセンター向けのメモリ投資も回復傾向にあり、半導体製造装置市場は拡大基調に転じております。今後とも新型コロナウイルスの影響を注視する必要がありますが、半導体製造装置市場は引き続き成長が見込まれております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆1,272億8千6百万円(前連結会計年度比11.8%減)、営業利益は2,372億9千2百万円(前連結会計年度比23.6%減)、経常利益は2,449億7千9百万円(前連結会計年度比23.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,852億6百万円(前連結会計年度比25.4%減)となりました。

連結業績

売上高

1兆1,272億86百万円
(前連結会計年度比 11.8% 減)



営業利益

2,372億92百万円
(前連結会計年度比 23.6% 減)



親会社株主に帰属する当期純利益

1,852億6百万円
(前連結会計年度比 25.4% 減)



ROE (自己資本利益率)

21.8%
(前連結会計年度比 8.3pts 減)



② 主要な事業内容及びセグメント別の概況

当社グループは、エレクトロニクス技術を利用した半導体製造装置及びFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置の開発・製造・販売・保守サービスを事業の中心としております。

半導体製造装置

■事業の状況

ロジック／ファウンドリ系半導体に対する設備投資は、最先端世代への移行に伴い活発におこなわれ好調に推移しました。また、一時的な調整局面にあったNANDフラッシュメモリ、DRAMについては、期の後半から需給バランスの改善が見られるなど、回復基調に転じており、半導体製造装置市場は堅調に推移しました。このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は1兆609億9千7百万円（前連結会計年度比9.1%減）となりました。

■主要営業品目

- コータ／デベロッパ
- エッチング装置
- 成膜装置
- 洗浄装置
- ウェーハブローバ

FPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置

■事業の状況

テレビ用大型液晶パネル向けの設備投資は継続しておこなわれたものの、モバイル用中小型有機ELパネル向け設備投資においては投資調整が見られるなど、一時的な調整局面にあります。今後は回復基調に転じるものと見込んでおります。このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、660億9千2百万円（前連結会計年度比40.6%減）となりました。

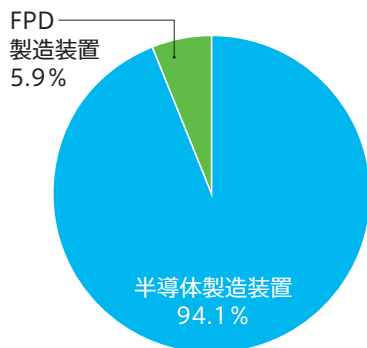
■主要営業品目

- FPDエッチング／アッシング装置
- FPDコータ／デベロッパ

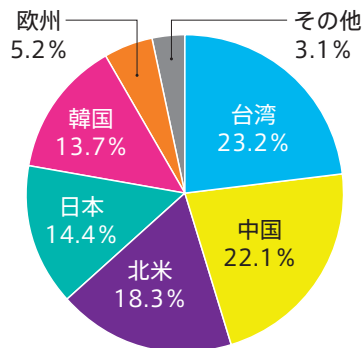
その他

上記2セグメントに含まれない事業における当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、1億9千7百万円となりました。

連結 セグメント別売上構成比



連結 地域別売上構成比



③ 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度に取得した有形固定資産は546億6千6百万円となりました。主な設備投資につきましては、以下のとおりであります。

- ・ 技術革新と市場の拡大が期待される分野を中心に、先端技術開発を加速させるため、研究開発用機械装置等を取得
- ・ 東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ(株)藤井事業所及び東北事業所において、成膜装置等の中長期における市場成長を見据え、生産能力を強化するため、第56期に着工した新生産棟について、第58期中の稼働に向け建設工事を継続
- ・ 韓国京畿道平澤市において、顧客サポート体制強化を目的とした事務所を2019年11月に竣工
なお、必要資金については全額を自己資金で賄い、資金調達は実施しませんでした。

④ 対処すべき課題

当社グループは、「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、技術革新が速く活発なエレクトロニクス産業の中で、半導体製造装置及びFPD製造装置のリーディングサプライヤーとして、ビジネスを積極的に展開しております。

① 経営方針

当社グループは、技術専門商社からスタートし、開発製造機能をもつメーカーへの移行、グローバルな販売・サポート体制の構築など、事業環境の変化をいち早く捉え、その変化に素早く応えることにより、世界の市場に高い付加価値をもつ製品・サービスを提供してまいりました。また、当社は、半導体製造装置やその関連分野を中心に、技術革新が新たな価値を生み、高付加価値かつ高収益を期待できる事業領域において、独創的な技術で時代をリードすることを通じて成長を続けてきました。

当社の原動力は、業界のリーディングカンパニーとして育んだ豊かな技術力、確かな技術サービスに基づく顧客からの信頼、そして環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる社員と、そのチャレンジ精神です。

今後も技術革新による価値創出が見込まれるエレクトロニクス技術を基盤とした成長分野において、当社のもつ最先端技術を活かして事業を推進し、ワールドクラスの高収益企業を目指してまいります。

② ビジョン

当社グループは、「革新的な技術力と、多様なテクノロジーを融合する独創的な提案力で、半導体とFPD産業に高い付加価値と利益を生み出す真のグローバルカンパニー」を目指しております。

③ 事業環境

IoT (Internet of Things)、次世代通信規格(5G)、人工知能 (AI) などの普及に伴うビッグデータ時代への移行が加速しています。また、昨今、テレワーク、オンライン授業、遠隔医療などの積極的な利用が進み、データ通信量は世界中で拡大基調にあります。ビッグデータ時代には、大量かつ多様な半導体の需要が高まることに加え、さらに高い性能の半導体が求められます。大容量、高速、高信頼性、そして低消費電力など、半導体の技術革新への要求と用途はますます拡大していきます。トランジスタの誕生から約70年が経ち、半導体デバイス市場は2018年に4,688億ドルという規模まで拡大しましたが、2030年には、1兆ドルを超えると予想されています。データ社会への移行が加速するなか、半導体は、いわば第4次産業革命の「コメ」として、中心的役割を担っていきます。また、フラットパネルディスプレイにおいても、デザインの先進性はもとより、サイズの大型化、高精細化、材質の変化に伴う、より薄くフレキシブルな形状の実現など、半導体と同様、その用途は拡大しております。

今後も半導体及びフラットパネルディスプレイの技術革新は止まることはなく、当社グループが参入する両事業は、夢のある社会の発展に向け重要性が増すとともに、さらに大きく成長し拡大していくものと予想しております。

④ 中長期的な成長を見据えた取り組み

前述のような将来の成長ポテンシャルを踏まえ、2019年5月に中期経営計画を策定しました。向こう5年以内で、市場規模別に売上高、営業利益率、自己資本利益率 (ROE) の関係を示す目指すべき財務モデルを定めたもので、売上高2兆円、営業利益率30%以上、ROE30%以上、

というモデルをその中核目標に掲げました。この目標を実現すべく、「メーカー」である当社グループは、引き続きベストプロダクト、ベストサービスを追求してまいります。

- ・ 将来顧客が必要とする最先端技術製品や世界一の性能をもつ製品を競合他社より常に一步先行して創出し、最良の技術サービスを提供することを目指します。
- ・ ベストプロダクトの創出に向け、当社が得意とする分野、蓄積された技術、経営ノウハウが活きる分野でビジネスを展開します。
- ・ 世界をリードする技術革新力を維持向上させるため、中期経営計画で公表しているとおり、3年間で約4,000億円の研究開発費を投入することとしております。将来の成長を見据え、強い財務基盤を活かした積極的な投資を継続してまいります。
- ・ サービスの分野につきましても、当社がこれまで出荷した業界最多となる72,000台以上の半導体・FPD製造装置をもとに、パーツ販売、装置のアップグレード改造、装置の稼働率向上や顧客が生産するデバイスの歩留まり向上など、高度なフィールドソリューションの提供を通じ、アフターマーケットにおける収益拡大を図ります。加えて、やがて10万台以上となる装置サポートに備え、遠隔保守などのスマートカスタマーサポートや装置の稼働データやAIの活用などによる予知保全など、高効率、高付加価値サービスの構築にも注力してまいります。

■ 人材に関する取り組み

「企業の成長は人。社員は価値創造の源泉」という考えのもと、会社の将来に対する期待と夢がもてる中期目標の設定、その達成に向けた成長投資に伴う様々な活動やキャリア機会、成果に見合う競争力のある公正な報酬、社員と経営層の積極的な対話を通じ、社員のやる気と会社へのエンゲージメントを重視した夢と活力の

ある会社の維持向上に努めております。

当社は、社員自身の意欲と自己啓発を重視し、能力開発のための種々の教育の場を提供するとともに、適材適所の人材配置と公正な能力評価をおこなうことにより、社員が仕事に能力を最大限発揮できる環境を整えております。また、社員が躍動する夢と活力のある会社を目指し、グローバル共通の人事制度を導入しております。加えて、エンゲージメント・サーベイを定期的実施し、社員の働きがいや意欲の向上につなげており、本年1月には、外部機関より公表された「仕事にやりがいを感じる企業ランキング」(※)で、当社は精密機器業界の中で第一位の評価を得ることができました。

また、当社の持続的成長を支える次世代の経営執行を担う人材を育成するため、「TELサクセッションプラン」に基づき後継候補者の育成をおこなっております。指名委員会はその育成状況を分析、精査の上、取締役会に報告するとともに、取締役会は後継候補者育成プランが適切に実行されるよう監督しております。

(※) グローバルウェイ社が2020年1月に発表

■ 環境・社会・ガバナンス (ESG) に関する取り組み

当社は、半導体製造装置及びFPD製造装置のリーディングカンパニーとして、高性能・高品質の製品やサービスの継続的な提供を通じ、より高い利益をあげて経済価値を高めるとともに、持続可能な社会の発展に貢献し社会価値を高めることで経営基盤を強化し、企業価値の向上を図ります。

環境・社会・ガバナンス (ESG) の側面では、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に対応した活動テーマを設定し、事業活動を通じて産業や社会の課題解決と発展に寄与し、ステークホルダーとの信頼関係の構築に努めます。

とりわけ環境面においては、具体的なターゲットとして2030年に向けた「環境中期目標」を

設定しました。これは、当社製品におけるウェーハ1枚当たりのCO₂排出量を2013年比で30%削減すること、及び当社の各事業所におけるCO₂総排出量を2018年比で20%削減するというものです。例えば、装置サイズの縮小は、顧客の量産ラインの省スペース化の実現によるエネルギー効率向上でウェーハ1枚当たりのCO₂排出量を削減するとともに、トラックや航空機輸送、梱包などのロジスティクス、また当社事業所における工場の製造スペースや倉庫スペースの効率化により、CO₂排出量削減に直結するものです。持続可能で豊かな社会の発展のため、こうした事業活動を通じた環境負荷低減の実現に、グループ全体で積極的に取り組んでまいります。

昨今、世界は新型コロナウイルス感染症の脅威に打ち勝つため、様々な対策に取り組んでいます。このような状況の中、当社は、半導体が通信や医療などにおいて重要な役割を果たすという認識のもと、これからも最先端の半導体製造技術と確かなサービスを持続的に提供していくことで、夢のある社会の発展に貢献してまいります。

⑤ 資本政策

当社グループの資本政策は、成長投資に必要な資金を確保し、積極的な株主還元継続的に取り組み、中長期的成長の視点をもって、適切なバランスシート・マネジメントに努めることを基本としております。具体的には、営業利益率、資産効率をさらに高め、キャッシュフローの拡大に努めることで、持続的な成長を目指し、ROE向上など高い資本効率を追求します。

当社の配当政策につきましては、業績連動型を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処とします。また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討することとしております。こうした方針のもと、当事業年度においては、年間配当588円とし、自己株式取得約1,500億円を実施しました。

当社グループは、以上のような取り組みを実行することで中期経営計画を達成し、さらなる持続的成長と企業価値の向上を通じて、世の中になくてはならない会社として、「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

企業価値のさらなる向上に向けて



両輪で企業価値を創造

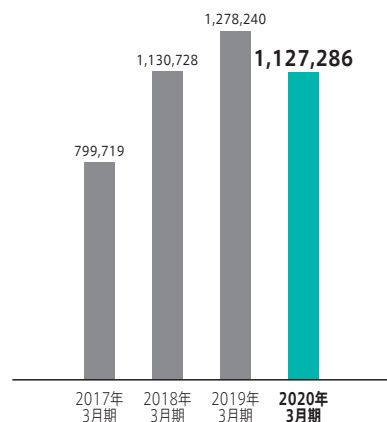
⑤ 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
		2016年4月 1 日から 2017年3月31日まで	2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで	2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで	2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで
売上高	(百万円)	799,719	1,130,728	1,278,240	1,127,286
営業利益	(百万円)	155,697	281,172	310,571	237,292
営業利益率	(%)	19.5	24.9	24.3	21.0
経常利益	(百万円)	157,549	280,737	321,662	244,979
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	115,208	204,371	248,228	185,206
1株当たり当期純利益	(円)	702.26	1,245.48	1,513.58	1,170.57
総資産	(百万円)	957,447	1,202,796	1,257,627	1,278,495
純資産	(百万円)	645,999	771,509	888,117	829,692
ROE(自己資本利益率)	(%)	19.1	29.0	30.1	21.8

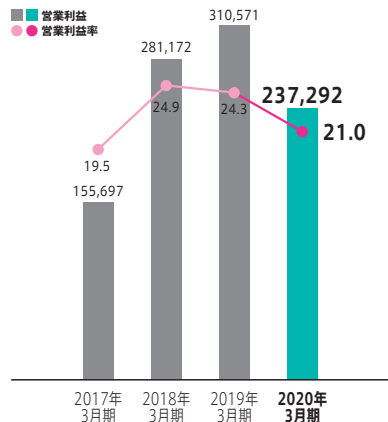
- (注) 1. 第54期の連結業績は、IoTの進展に伴うデータ通信の増加・大容量化によるデータセンター向けサーバ需要増、また中国製スマートフォンの高機能化や、販売台数の伸び等を背景に、主力の半導体製造装置事業の売上は好調に推移し、増収増益となりました。
2. 第55期の連結業績は、動画配信など、各種クラウドサービスを通じた大容量データ通信が増大するなか、データセンター向けの投資が引き続き活発におこなわれるなど、旺盛な半導体需要を背景に、主力の半導体製造装置事業の売上は好調に推移し、増収増益となりました。
3. 第56期の連結業績は、スマートフォンやデータセンター向けの活発な設備投資が市場の拡大をけん引するなど、主力の半導体製造装置事業の売上は好調に推移し、増収増益となりました。
4. 第57期の状況につきましては、「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第56期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第55期の総資産は組替え後の金額で表示しております。

連結業績推移

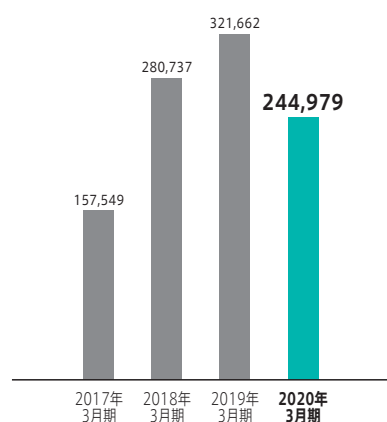
売上高 (百万円)



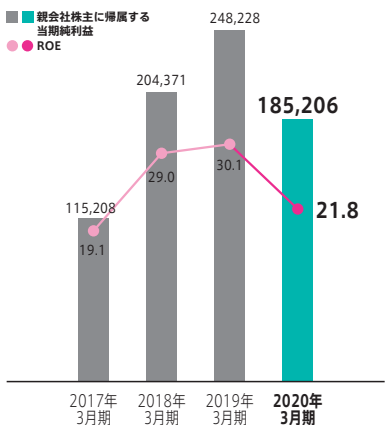
営業利益(百万円) 営業利益率(%)



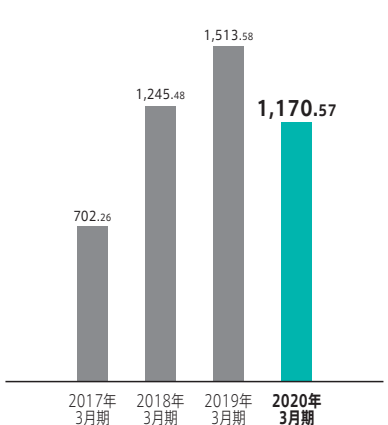
経常利益 (百万円)



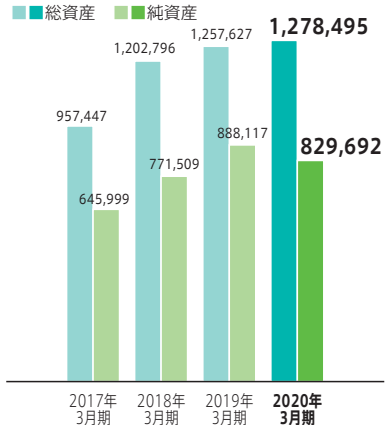
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
ROE (%)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産・純資産 (百万円)



⑥ 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	事業所所在地	資本金	当社の出資比率 (間接出資比率)	主要な事業内容
東京エレクトロン テクノロジー ソリューションズ(株)	(本社事業所)山梨県 (東北事業所)岩手県	4,000百万円	100.00 %	半導体製造装置・ FPD製造装置の製造・開発
東京エレクトロン九州(株)	熊本県	2,000百万円	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置の製造・開発
東京エレクトロン宮城(株)	宮城県	500百万円	100.00	半導体製造装置の製造・開発
東京エレクトロンFE(株)	東京都	100百万円	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置等の 保守サービス
Tokyo Electron America, Inc.	米国	10米ドル	0.00 (100.00)	半導体製造装置等の 販売・保守サービス
Tokyo Electron Europe Ltd.	英国	17百万ユーロ	100.00	半導体製造装置等の 販売・保守サービス
Tokyo Electron Korea Ltd.	韓国	6,000百万ウォン	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron Taiwan Ltd.	台湾	200百万NTドル	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.	中国	6百万米ドル	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	5百万シンガポールドル	100.00	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は、上記各社を含め29社であります。

⑦ 重要な企業結合等の状況

2020年1月1日付で、米国法人TEL FSI, Inc.と米国法人TEL Epion Inc.は、TEL FSI, Inc.を存続会社、TEL Epion Inc.を消滅会社とする吸収合併をおこない、TEL Manufacturing and Engineering of America, Inc.に名称を変更いたしました。

⑧ 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
半導体製造装置	10,887名	960名増
FPD製造装置	677名	54名増
その他	347名	9名減
全社共通	1,926名	90名増
合計	13,837名	1,095名増

(注) 1. 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員数を表示しております。
 2. その他は、物流、施設管理及び保険業務等に従事する従業員であります。
 3. 全社共通は、管理部門、基礎研究部門等に所属する従業員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,588名	94名増	44.4歳	17.9年

(注) 従業員数は、当社の就業人員数を表示しております。

⑨ 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

⑩ 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都
府中テクノロジーセンター	東京都
大阪支社	大阪府
九州支社	熊本県
山梨事業所	山梨県
札幌事業所	北海道

(注) 当社は、2019年8月1日付で九州営業所を改称し、九州支社といたしました。

② 子会社

主要な子会社及びその事業所所在地については、「⑥重要な子会社の状況」をご参照ください。

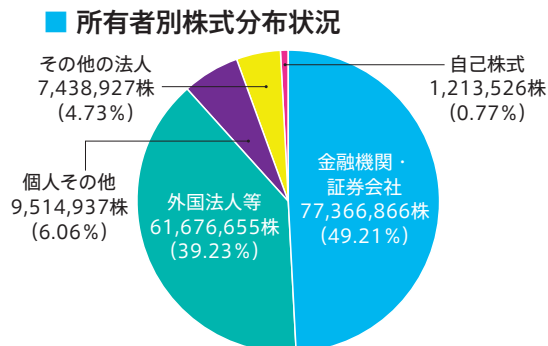
2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 300,000,000株

② 発行済株式の総数 157,210,911株

(注) 2020年2月28日付で実施した自己株式の消却により、前事業年度末と比べて8,000,000株減少しております。

③ 株主数 30,348名



④ 大株主の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,397	20.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,888	9.54
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	8,712	5.58
株式会社東京放送ホールディングス	5,991	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	4,145	2.65
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,049	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,902	1.86
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,628	1.68
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 1 5 1	2,599	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,584	1.65

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(1,213,526株)を控除して算出しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託口及び株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan) 信託口が所有する当社株式(472,030株)を含めておりません。
 3. 以下の大量保有報告書(変更報告書を含む)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2020年3月31日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

大量保有者	提出書類	提出日	保有株式数(千株)
野村證券株式会社 他2社	変更報告書	2018年11月22日	2018年11月15日現在 15,421
株式会社三菱UFJ銀行 他3社	変更報告書	2019年 4月15日	2019年 4月 8日現在 14,191
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 他1社	変更報告書	2018年12月20日	2018年12月14日現在 13,524
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー 他1社	変更報告書	2019年11月 8日	2019年10月31日現在 10,428
ブラックロック・ジャパン株式会社 他6社	変更報告書	2016年 2月 4日	2016年 1月29日現在 10,252
アセットマネジメントOne株式会社	大量保有報告書	2018年 3月23日	2018年 3月15日現在 8,735

⑤ 自己株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2019年5月27日開催の取締役会における決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式	8,392,000株
取得価額の総額		149,999,373,492円
取得した期間		2019年5月28日から2019年12月31日まで

② 自己株式の消却

2020年1月30日開催の取締役会における決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	当社普通株式	8,000,000株
消却価額の総額		133,922,855,163円
消却した日		2020年2月28日

⑥ その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2018年6月19日開催の第55期定時株主総会の決議及びこれに基づく取締役会決議に基づき、当社及び国内外のグループ会社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社グループの中期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託制度を導入しております。

2020年3月31日現在、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は60,538株であります。

- ② 当社は、2018年から、取締役会決議に基づき、当社及び国内外のグループ会社の執行役員及び幹部・中堅社員を対象に、当社グループの中期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を高めることを目的として、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を導入しております。

2020年3月31日現在、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は411,492株であります。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	常石 哲男	東京エレクトロン デバイス㈱ 取締役
代表取締役社長	河合 利樹	最高経営責任者(CEO)
取締役	佐々木 貞夫	専務執行役員 東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ㈱ 代表取締役社長
取締役	布川 好一	専務執行役員
取締役	長久保 達也	常務執行役員
取締役	春原 清	常務執行役員
取締役	池田 世崇	常務執行役員
取締役	三田野 好伸	常務執行役員
取締役	チャールズ・ デイトマース・ レイク二世	アフラック生命保険㈱ 代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長 日本郵政㈱ 社外取締役
取締役	佐々木 道夫	㈱瑞光 社外取締役 ㈱SHIFT 社外取締役(監査等委員)
取締役	江田 麻季子	世界経済フォーラム 日本代表 富士フイルムホールディングス㈱ 社外取締役
常勤監査役	原田 芳輝	
常勤監査役	田原 計志	
監査役	山本 高稔	㈱日立製作所 社外取締役 ㈱村田製作所 社外取締役
監査役	酒井 竜児	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 小林製薬㈱ 社外監査役
監査役	和貝 享介	和貝公認会計士事務所 所長 持田製薬㈱ 社外監査役

指名委員会委員：布川好一、長久保達也、春原清、佐々木道夫

報酬委員会委員：チャールズ・デイトマース・レイク二世、長久保達也、三田野好伸、佐々木道夫

- (注) 1. 取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏は社外取締役であります。
2. 監査役 山本高稔氏、酒井竜児氏及び和貝享介氏は社外監査役であります。
3. 当社は、㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性判断基準」を策定しており、取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏並びに監査役 山本高稔氏及び和貝享介氏を独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏及び江田麻季子氏並びに監査役 原田芳輝氏、田原計志氏、山本高稔氏、酒井竜児氏及び和貝享介氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 監査役 原田芳輝氏は執行役員として当社グループの管理部門を統轄するなど、業務やマネジメントの経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 山本高稔氏は公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 和貝享介氏は公認会計士として監査法人での長年の経験があり、日本公認会計士協会の常務理事等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 布川好一氏は、2019年6月18日開催の第56期定時株主総会最終の時をもって、監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。

② 執行役員の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
会長	常石 哲男	
社長	河合 利樹	最高経営責任者 (CEO) コーポレートインノベーション本部長
専務執行役員	佐々木 貞夫	第一開発生産本部長 第四開発生産本部長 EHS・品質・調達・生産技術部門担当 東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ(株) 代表取締役社長
専務執行役員	布川 好一	グローバルビジネスプラットフォーム統括本部長 (ファイナンス、輸出物流管理、IT担当) ファイナンス本部長 内部統制担当
常務執行役員	長久保 達也	グローバルビジネスプラットフォーム統括本部副本部長 (人事・総務・CSR・ブランド、法務・コンプライアンス担当) 人事・総務・CSR・ブランド本部長 法務・コンプライアンス本部長 倫理委員長
常務執行役員	春原 清	フィールドソリューション事業本部長 業務改革プロジェクト担当
常務執行役員	池田 世崇	アカウントセールス本部長
常務執行役員	三田野 好伸	SPE事業本部長
常務執行役員	バリー・メイヤー	グローバル戦略担当
常務執行役員	デビッド・ブラフ	グローバル戦略担当
常務執行役員	堀 哲朗	業務改革プロジェクト担当
常務執行役員	鷲野 憲治	後工程事業本部長
常務執行役員	松浦 次彦	FPD事業本部長
常務執行役員	堤 秀介	コーポレートインノベーション本部本部長代理
常務執行役員	大久保 豪	グローバルセールス本部長
執行役員	吉澤 正樹	戦略担当
執行役員	清水 正	業務改革プロジェクト担当
執行役員	佐々木 健夫	輸出物流管理本部長
執行役員	七澤 豊	IT本部長 業務改革プロジェクト担当 TEL Solar Services AG 取締役社長
執行役員	秋山 啓一	CTSPS BUGM
執行役員	和久井 勇	ES BUGM
執行役員	石田 博之	TFF BUGM
執行役員	西垣 寿彦	コーポレートインノベーション本部本部長補佐 (デジタルトランスフォーメーション担当)
執行役員	児島 雅之	第二開発生産本部長 東京エレクトロン宮城(株) 代表取締役社長
執行役員	林 伸一	第三開発生産本部長 コーポレートインノベーション本部副本部長 東京エレクトロン九州(株) 代表取締役社長
執行役員	多田 新吾	アカウントセールス本部副本部長
執行役員	守田 雅博	アカウントGM グローバルセールス本部GM

(注) 表中に使用しております用語の説明は、次のとおりであります。

EHS : 環境安全衛生
SPE : 半導体製造装置
FPD : フラットパネルディスプレイ
CTSPS : クリーントラックサーフェス
プレバレーションシステム
BU : ビジネスユニット
GM : ジェネラルマネージャー
ES : エッチングシステム
TFF : シンフィルムフォーメーション

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員 員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			固定基本 報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬	非業績連動報酬
				現金賞与 (注)1	株式報酬型ストック オプション(注)2		
名	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
取締役(社外取締役を除く)(注)6,7	12	2,779	504	1,137	1,137	(注)3	
社外取締役(注)6	4	66	39				27
取締役合計(注)6,7	16	2,846	543	1,137	1,137	(注)3	27
監査役(社外監査役を除く)(注)7	3	90	90				
社外監査役	3	46	46				
監査役合計(注)7	6	137	137				

(ご参考) 当事業年度に係る当社代表取締役の個別報酬等

会社における地位及び氏名 (注)8	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			
		固定基本 報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬
			現金賞与 (注)9	株式報酬型ストック オプション(注)10	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
代表取締役会長 常石 哲男	507	81	213	213	(注)3
代表取締役社長 河合 利樹	661	102	279	279	(注)3

- (注) 1. 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議する取締役(社外取締役を除く)の賞与額を記載しております。
 2. 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議する取締役(社外取締役を除く)に対する新株予約権に相当する額を記載しております。
 3. 中期業績連動報酬額は、3事業年度にわたる対象期間の業績目標達成度に応じて支給率が0%~150%の間で変動するため、当該事業年度に係る報酬額が未確定であることから上表の報酬等の総額には含めておりません。なお、当事業年度においては費用計上しておりません。
 4. 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議する社外取締役に対する株式報酬となります。
 5. 執行役員兼務取締役に対しては、取締役報酬のみを支給し、使用人分給とは別途支給していません。
 6. 上表の取締役及び社外取締役に対する報酬等の対象者には、2019年6月18日開催の第56期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役を含んでおります。
 7. 取締役布川好一氏は、2019年6月18日開催の第56期定時株主総会最終の時をもって監査役を辞任した後、取締役に就任したため、報酬等の額につきましては、監査役在任期間に係るものは監査役報酬総額に、取締役在任期間に係るものは取締役報酬総額にそれぞれ区分して記載しております。
 8. 当事業年度末時点における代表取締役2名に関する当事業年度に係る個別報酬を記載しております。
 9. 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議する取締役賞与額のうち、各代表取締役に支給予定の額を記載しております。
 10. 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議する新株予約権に相当する額のうち、各代表取締役に付与予定の新株予約権に相当する額を記載しております。
 11. 役員退職慰労金につきましては、第43期以降これを廃止しておりますが、2005年6月24日開催の第42期定時株主総会において第42期(2005年3月期)までの在任期間に対応する退職慰労金の精算に関してご承認をいただいております。上表のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し第42期までの在任期間に対応する265百万円の退職慰労金を当事業年度に支給しております。

④ 会社役員報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

■報酬の基本方針

当社グループの役員報酬の基本方針として重視する点は以下のとおりであります。

- ①グローバルに優秀な経営人材を確保できるための競争力のある水準と制度
- ②短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性
- ③報酬決定プロセスの透明性・公正性、報酬の妥当性の確保

■報酬構成

取締役のうち、社内取締役の報酬は、次ページの表のとおり「固定基本報酬」「年次業績連動報酬」「中期業績連動報酬」により構成します。

社外取締役につきましては、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っており、この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、当事業年度から、非業績連動の株式報酬制度を導入し、年次業績連動報酬（現金賞与）を廃止する予定です。これにより、当事業年度以降の社外取締役の報酬は「固定基本報酬」「非業績連動報酬（株式報酬）」で構成されます。

監査役の報酬については、経営の監査・監督が主たる役割であることを踏まえ、「固定基本報酬」のみとしております。

なお、固定報酬的色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金制度につきましては、2006年3月期以降分を廃止しております。

報酬の種類		報酬の概要	社内取締役	社外取締役	監査役
① 固定基本報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行を担う社内取締役については外部専門機関^(※1)の職務等級フレームワークを参照し、職責の大きさに応じて設定しております。 	○	○	○
② 年次業績連動報酬	現金賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に、当年度の業績に連動して支給するものではありません。 ・現金賞与と株式報酬型ストックオプションで構成し、その構成割合は概ね1対1です。具体的な支給額・付与個数は当年度の業績結果（実績値）に応じて決定します。 	○	—	—
	株式報酬型ストックオプション	<ul style="list-style-type: none"> ・業績評価指標には、親会社株主に帰属する当期純利益と連結ROEを採用しております。 ・株式報酬型ストックオプションには、権利付与から3年間の権利行使制限期間を設定し、中長期にわたり株主目線の共有及び企業価値増大への意識を高める仕組みとしています。 	○	—	—
③ 中期業績連動報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・中期の業績向上への意識を高めること等を目的に支給します。 ・支給率が100%の場合、支給額は職責の大きさに応じて固定基本報酬の30%～100%程度に設定しております。 ・3カ年の対象期間における業績目標達成度に応じて交付株式数を決定します。 ・業績評価指標には、連結営業利益率と連結ROEを採用しております。 	○	—	—
④ 非業績連動報酬 ^(※2)		<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に支給します。 ・現金報酬と株式報酬を適切なバランスで支給するべく、支給額を固定基本報酬の50%～60%程度に設定しております。 ・対象期間（3事業年度）終了後に株式を交付します。 	—	○	—

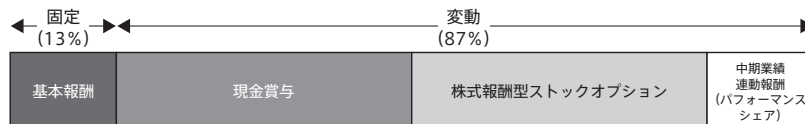
※1 当社では役員の報酬等に関する客観的かつ専門的な情報を入手するため、外部専門機関（ウイリス・タワーズワトソン）からの助言を得ております。

※2 2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議いたします。

■報酬の構成割合

当社グループの社内取締役の報酬構成は、短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性をもつ設計となっております。また、株主目線を共有し、企業価値増大への意識を高めることを目的に、報酬の一部を株式で付与しています。

【<参考>当事業年度のCEOの報酬構成割合】



※中期業績連動報酬は、支給率100%を達成した場合を示しております。

■報酬等の種類別の方針及び決定方法

① 固定基本報酬

固定基本報酬は、国内外の同業企業の報酬水準を参照した上で、業務執行を担う社内取締役（業務執行取締役）については外部専門機関の職務等級フレームワークを参照し、職責の大きさに応じて設定しております。

取締役の固定基本報酬につきましては、株主総会で決議された固定基本報酬限度額の範囲内で決定します。代表取締役の報酬額は、報酬委員会の提案に基づき取締役会で協議・決定し、代表取締役を除く取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づきCEOが最終決定しています。取締役の報酬額の決定にあたっては、外部調査機関が提供する業界の国内外企業の報酬水準を参照し、外部専門家からの助言も得た上で、職務等級フレームワークに基づく職責の大きさ（業務執行取締役のみ）に応じて決定しております。また、外部専門家からの助言を参照した上で報酬委員会においても妥当性の検証を実施しております。

なお、監査役の固定基本報酬については、株主総会で決議された固定基本報酬限度額の範囲内で監査役会での協議に基づき決定しております。

② 年次業績連動報酬

【構成・固定基本報酬に対する支給割合に関する方針】

年次業績連動報酬は、取締役のうち社内取締役のみを対象としており、当年度の業績に連動して支給され、原則、現金賞与と株式報酬型ストックオプションで構成し、その構成割合は概ね1対1としております。また、株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利付与から3年間の権利行使制限期間を設定し、中長期にわたり株主目線の共有及び企業価値増大への意識を高める仕組みとしています。

なお、年次業績連動報酬は事業年度ごとの業績に応じた利益配分型の報酬となっており、固定基本報酬に対する支給割合に関する方針は設定しておりません。

【算定指標・当該指標を選択した理由】

代表取締役を含む取締役の会社業績に対するインセンティブとして、利益の状況を示す指標の中から親会社株主に帰属する当期純利益の実績値を算定指標として採用しております。また、資本効率を示す指標である連結ROEの実績値を算定式に組み込んでおります。

【算定方法・決定方法】

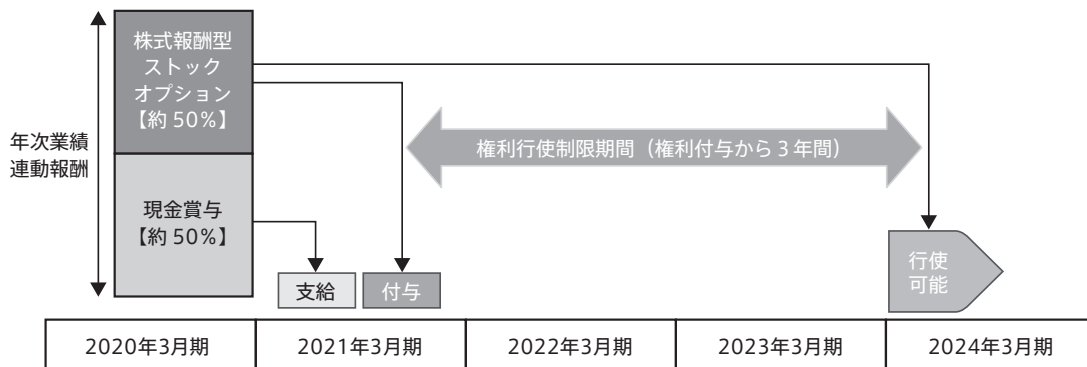
代表取締役

代表取締役の年次業績連動報酬額については、親会社株主に帰属する当期純利益と連結ROEを業績評価指標とする算定式に基づき、代表取締役個人のパフォーマンス評価を反映した案を外部専門家からの助言も踏まえて報酬委員会において審議し、報酬委員会が取締役会に提案します。取締役会は当該提案を検討した上で最終的な報酬額を決定しております。

取締役（代表取締役及び社外取締役を除く）

親会社株主に帰属する当期純利益と連結ROEに連動する各取締役の年次業績連動報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき、株主総会で決議された賞与額の範囲内でCEOが最終決定しています。CEOが最終決定するにあたっては、外部調査機関が提供する業界の国内外企業の報酬水準を参照した上で、各取締役の職責とパフォーマンス評価に応じて決定しております。また、各取締役の評価や報酬額の決定にあたっては、外部専門家からの助言を参照した上で報酬委員会においても妥当性の検証を実施しております。

【支給イメージ】



③ 中期業績連動報酬

【構成・固定基本報酬に対する支給割合に関する方針】

中期業績連動報酬は、取締役のうち社内取締役のみを対象としており、中期の業績向上への意識を高めること、及び株式保有を通して株主目線を共有し、企業価値増大への意識を高めること等を目的にパフォーマンスシェア（株式報酬）を支給します。各社内取締役に対して交付される当社株式の数は、職責及び3ヵ年の対象期間における業績目標達成度に応じた支給率により変動いたします。

中期業績連動報酬の支給率が100%の場合、支給額は職責に応じて固定基本報酬の30%～100%程度に設定しております。

【算定指標・当該指標を選択した理由】

中期業績連動報酬につきましては、当社の中期経営計画と連動する形で、収益力を測る指標として連結営業利益率を採用し、また、資本効率を示す指標として連結ROEを採用しております。

【算定方法・決定方法】

(中期業績連動報酬算定式)

・ 2018年設定プラン

株式交付ポイント =

「基準ポイント（職責の大きさに応じて設定）× 50% × 連結営業利益率連動係数（※1）」

+

「基準ポイント（職責の大きさに応じて設定）× 50% × 連結ROE連動係数（※1）」

(※1) 対象期間（3事業年度）の業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益率・連結ROEそれぞれの3年平均とします。各連動係数は対象期間（3事業年度）の業績目標の達成度に応じて支給率0%～150%の範囲で変動します。

・2019年設定プラン

株式交付ポイント =

$$\begin{aligned} & \text{「基準ポイント（職責の大きさに応じて設定）} \times 70\% \times \text{連結営業利益率連動係数（※2）」} \\ & + \\ & \text{「基準ポイント（職責の大きさに応じて設定）} \times 30\% \times \text{連結ROE連動係数（※2）」} \end{aligned}$$

（※2）対象期間（3事業年度）の業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益率・連結ROEそれぞれ対象期間における最終事業年度の実績値とします。各連動係数は、業績目標の達成度に応じて支給率0%・50%・75%・100%・120%の5段階とします。

社内取締役に対して交付される当社株式の数は、上記算定式に従って算出される株式交付ポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株とします。ただし、当社株式について分割、無償割当または併合等があった場合は、1ポイント当たりに交付がおこなわれる株式数を調整します。

なお、算定式また算定式に用いる基準ポイント及び業績連動係数については報酬委員会の提案に基づき取締役会が決定します。

④ 非業績連動報酬（2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会において付議予定）

非業績連動報酬は、社外取締役を対象としております。当社の社外取締役は、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っており、この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、当事業年度から、非業績連動の株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）を導入し、年次業績連動報酬（現金賞与）を廃止する予定です。支給額につきましては、現金報酬と株式報酬を適切なバランスで支給するべく、固定基本報酬の50%～60%程度に設定しており、対象期間（3事業年度）終了後に株式を交付します。

社外取締役に対して交付される当社株式の数は、支給額をもとに算出される株式交付ポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株とします。ただし、当社株式について分割、無償割当または併合等があった場合は、1ポイント当たりに交付がおこなわれる株式数を調整します。

■当事業年度に係る役員報酬等に関する株主総会の決議の年月日、当該決議の内容

区分	報酬区分	株主総会の決議年月日	当該決議の内容
取締役	固定基本報酬	2011年6月17日開催の第48期定時株主総会	取締役の固定基本報酬額を1事業年度につき総額7億5,000万円以内（うち社外取締役分、1事業年度につき3,000万円以内）とする。
		2019年6月18日開催の第56期定時株主総会	取締役の固定基本報酬額を1事業年度につき総額7億5,000万円以内（うち社外取締役分、1事業年度につき6,000万円以内）とする。
	年次業績連動報酬	2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会	取締役（社外取締役を除く）の年次業績連動報酬の現金賞与部分として、2020年3月31日時点在籍の取締役に対し、総額11億3,750万円の支給に関して付議する予定。
			取締役（社外取締役を除く）の年次業績連動報酬のストックオプション部分として、総額11億3,750万円、総数579個（57,900株）の範囲内で新株予約権の付与に関して付議する予定。
	中期業績連動報酬	2018年6月19日開催の第55期定時株主総会	取締役（社外取締役を除く）の中期業績連動報酬として、3事業年度を対象として対象期間ごとに4億8,000万円を上限とする信託金を抛出し、対象期間ごとに23,800株を上限とする当社株式を交付する。
非業績連動報酬	2020年6月23日開催予定の第57期定時株主総会	社外取締役を対象とする株式報酬制度として、3事業年度を対象として対象期間ごとに5,000万円を上限とする信託金を抛出し、対象期間ごとに5,000株を上限とする当社株式の交付に関して付議する予定。	
監査役	固定基本報酬	2011年6月17日開催の第48期定時株主総会	監査役の固定基本報酬額を月額1,300万円以内（年額1億5,600万円以内）とする。

■報酬委員会の役割

当社は、経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保するため、社外取締役を含む3名以上の取締役（代表取締役を除く）で構成される報酬委員会を設置しております。当事業年度の報酬委員会は、社内取締役2名、独立社外取締役2名の計4名で構成され、社外取締役が委員長を務めております。報酬委員会の開催にあたっては外部専門家が毎回同席しており、この外部専門家からの助言を活用し、国内外の同業企業との報酬水準等の分析比較をおこなった上で、取締役の報酬方針、グローバルに競争力があり当社グループに最も適切な報酬制度及び代表取締役の個別報酬額等について、取締役会に対し提案をおこなっております。

⑤ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係 (2020年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	アフラック生命保険㈱ 代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長 日本郵政㈱ 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外取締役	佐々木 道夫	㈱瑞光 社外取締役 ㈱SHIFT 社外取締役 (監査等委員)	重要な取引関係はありません。
社外取締役	江田 麻季子	世界経済フォーラム 日本代表 富士フイルムホールディングス㈱ 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外監査役	山本 高稔	㈱日立製作所 社外取締役 ㈱村田製作所 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外監査役	酒井 竜児	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 小林製薬㈱ 社外監査役	重要な取引関係はありません。
社外監査役	和貝 享介	和貝公認会計士事務所 所長 持田製薬㈱ 社外監査役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、日本と米国の両国にまたがる企業経営者としての豊富な経験・見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
社外取締役	佐々木 道夫	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験・見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
社外取締役	江田 麻季子	2019年6月18日就任以降開催の取締役会7回のすべてに出席し、半導体産業にかかる企業経営者としての豊富な経験・見識に加え、グローバルで多面的な視点を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
社外監査役	山本 高稔	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回及び監査役会8回のすべてに出席し、エレクトロニクス業界を担当する証券アナリストとしての経験・見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
社外監査役	酒井 竜児	当事業年度開催の取締役会10回のすべて及び監査役会8回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
社外監査役	和貝 享介	当事業年度開催の取締役会10回のすべて及び監査役会8回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注)1	非監査業務に基づく報酬(百万円)(注)2
当社	178	12
当社子会社	38	—
計	216	12

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の監査証明業務に基づく報酬の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、ITシステムに係る内部統制整備支援業務についての対価12百万円を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、次の各社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

Tokyo Electron America, Inc.

Tokyo Electron Europe Ltd.

Tokyo Electron Korea Ltd.

Tokyo Electron Taiwan Ltd.

Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.

Tokyo Electron Singapore Pte. Ltd.

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の監査実績、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制の基本方針として取締役会において決議した内部統制基本方針につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.tel.co.jp/>)に掲載しております。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

- ①『東京エレクトロングループ倫理基準』及び『コンプライアンス規程』に基づき、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。また、当事業年度におきましては、強固な企業倫理・コンプライアンス体制を構築するため、『東京エレクトロングループ倫理基準』について、行動規範としての位置づけの明確化や、重要リスクに関する項目の見直しなど、倫理基準の改訂に向けた検討をおこないました。
- ②コンプライアンス関連教育につきましては、テーマに応じて階層別、または全員必修としており、企業倫理・コンプライアンス、輸出コンプライアンス、インサイダー取引防止、下請法、ハラスメント防止等のテーマを取り上げております。
- ③当社グループでは、グループ全体及びグループ各社のコンプライアンス体制強化を目的として、海外主要拠点におけるコンプライアンス責任者を選任し、当社グループのコンプライアンス部門を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーに対し職制上直接報告する体制を整備し、コンプライアンスに関する問題の防止・把握・対応のための施策を推進しております。
- ④法令や企業倫理上疑義のある事項の早期発見・早期対応に資するため内部通報制度を導入しており、その整備・運用にあたっては、守秘性及び匿名性の確保と報復禁止等が運用上の重要ポイントであると認識しております。具体的には、国内では従業員を対象とする内部通報社内窓口及び外部法律事務所に設置した社外窓口、並びに取引先を対象とする専用の通報窓口を設置しております。また、海外ではこれまで拠点ごとの内部通報社内窓口を設置・運用してまいりましたが、海外拠点統一の内部通報システムの整備を進めております。

2. リスク管理体制

- ①『リスク管理規程』及び『クライシスマネジメント規程』を制定し、当社グループを取り巻くリスクの

評価・分析をおこなっております。当社グループを取り巻く重要なリスク項目を定期的にレビューし、重要なリスクについては必要な施策を推進するとともに、リスク管理活動の状況を定期的に取り締役会及び監査役に報告し、リスク低減に努めております。また、当事業年度におきましては、リスク管理体制強化プロジェクトを通じ、外部専門家による内部統制システム及びグループ会社統制のレビューを実施しました。この結果を踏まえ、全社リスクマネジメント体制の強化を図ります。

- ②当社グループでは、地震等のリスクに対応した事業継続計画を策定しており、各拠点における早期復旧、代替生産等に向けた対策の見直しに継続的に取り組んでおります。また、さらなる安全性確保のため、当社グループの国内事業所建屋の耐震補強工事を実施いたしました。
- ③当事業年度後半に発生した新型コロナウイルスが世界的な流行を見せるなか、当社グループにおいては、CEOを本部長とする緊急対策本部を設置し、感染リスクの高い国や地域への渡航制限、サプライチェーンの維持、事業所における感染予防策の徹底等の対策を講じております。

3.グループ会社の経営管理

- ①グループ会社の重要な意思決定につきましては、当社『取締役会規程』及び『決裁基準に関する規程』に基づき、当社の承認を得ることとしております。
- ②『関係会社管理規程』に基づき、事業計画に沿って業務を遂行した結果について、子会社から月次報告を受けております。

4.取締役の職務執行

取締役会はグループ経営の重要事項を決定するとともに、CEOを含む業務執行取締役より定期的に自らの業務執行状況について報告を受けるなど、当社グループ全体の業務執行状況を監督しております。また、取締役会は、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員を選任し、所管業務の執行をおこなわせております。

5.監査役の監査体制

- ①監査役は、取締役会のほか、経営会議、倫理委員会等の重要会議にも適宜出席し、内部統制の整備、運用状況を確認しております。
- ②監査役は、会計監査人及び国内子会社監査役と適宜会合をもち、情報交換及び連携をおこなっております。また、当社監査役及び国内子会社監査役は内部監査部門（監査センター）から定期的に報告を受けております。

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し、成長分野に重点的に投資するとともに、業績連動型配当により、株主各位に対して直接還元してまいります。

■ 株主還元策

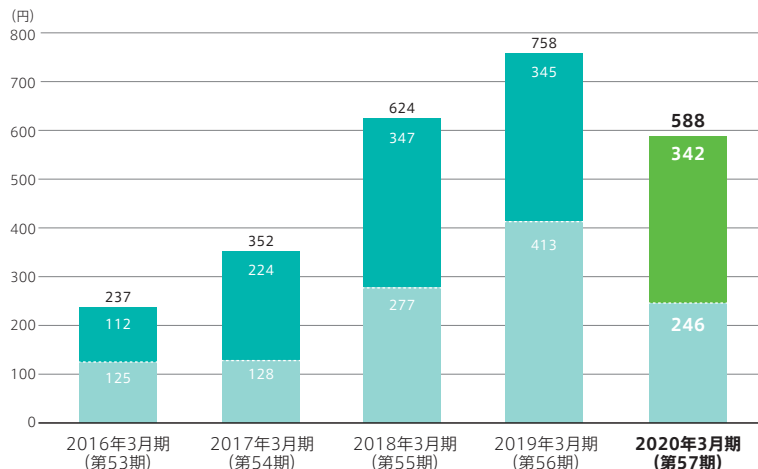
当社の配当政策は業績連動型を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処とします。ただし、1株当たりの年間配当金は150円を下回らないこととします。なお、2期連続で当期利益を生まなかった場合は、配当金の見直しを検討します。

また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討します。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針を適用し1株当たり342円とさせていただき、支払開始日を2020年6月2日といたしました。これにより、年間配当金は、中間配当金（1株当たり246円）を含め1株当たり588円となります。

配当金の推移

■ 中間配当 ■ 期末配当



(注) 第53期中間配当から、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向の目処を35%から50%に変更しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別 第57期 (2020年3月31日現在)	第56期(ご参考) (2019年3月31日現在)	増減(ご参考)
資産の部			
流動資産	962,484	982,897	△20,412
現金及び預金	149,906	177,634	
受取手形及び売掛金	150,134	146,971	
有価証券	188,500	215,000	
商品及び製品	267,625	234,102	
仕掛品	69,514	62,785	
原材料及び貯蔵品	54,924	57,331	
未収消費税等	69,034	49,617	
その他	12,949	39,538	
貸倒引当金	△105	△84	
固定資産	316,011	274,730	41,280
有形固定資産	175,580	150,069	25,510
建物及び構築物	72,239	65,990	
機械装置及び運搬具	35,710	30,359	
土地	26,298	26,849	
建設仮勘定	29,413	19,643	
その他	11,917	7,225	
無形固定資産	10,921	9,054	1,867
その他	10,921	9,054	
投資その他の資産	129,509	115,607	13,902
投資有価証券	38,374	27,853	
繰延税金資産	64,729	63,925	
退職給付に係る資産	5,837	3,065	
その他	21,980	22,189	
貸倒引当金	△1,413	△1,426	
資産合計	1,278,495	1,257,627	20,867

科目	期別 第57期 (2020年3月31日現在)	第56期(ご参考) (2019年3月31日現在)	増減(ご参考)
負債の部			
流動負債	382,578	304,882	77,696
支払手形及び買掛金	95,938	75,448	
未払法人税等	52,654	57,671	
前受金	135,326	77,247	
賞与引当金	29,139	33,139	
製品保証引当金	14,534	14,097	
その他	54,986	47,277	
固定負債	66,224	64,628	1,596
退職給付に係る負債	60,635	60,600	
その他	5,588	4,027	
負債合計	448,802	369,510	79,292
純資産の部			
株主資本	806,652	869,977	△63,325
資本金	54,961	54,961	
資本剰余金	78,011	78,011	
利益剰余金	702,990	748,827	
自己株式	△29,310	△11,821	
その他の包括利益累計額	12,648	10,770	1,878
その他有価証券評価差額金	20,126	13,024	
繰延ヘッジ損益	△52	△34	
為替換算調整勘定	△4,111	4,366	
退職給付に係る調整累計額	△3,313	△6,585	
新株予約権	10,391	7,368	3,022
純資産合計	829,692	888,117	△58,424
負債純資産合計	1,278,495	1,257,627	20,867

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	期別	第57期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第56期(ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減(ご参考)
売上高		1,127,286	1,278,240	△150,954
売上原価		675,344	752,057	
売上総利益		451,941	526,183	△74,241
販売費及び一般管理費		214,649	215,612	
営業利益		237,292	310,571	△73,278
営業外収益		8,452	11,354	△2,901
受取利息		1,117	783	
為替差益		2,539	3,623	
補助金収入		1,330	833	
その他		3,465	6,114	
営業外費用		765	263	502
自己株式取得費用		174	—	
関税追加徴収額		173	—	
閉鎖拠点維持管理費用		—	57	
その他		418	206	
経常利益		244,979	321,662	△76,682
特別利益		171	870	△699
固定資産売却益		34	101	
持分変動利益		136	—	
投資有価証券売却益		—	768	
特別損失		524	1,024	△500
固定資産除売却損		483	967	
その他		41	56	
税金等調整前当期純利益		244,626	321,508	△76,881
法人税、住民税及び事業税		65,177	72,478	
法人税等調整額		△5,757	801	
法人税等合計		59,419	73,280	△13,860
当期純利益		185,206	248,228	△63,021
親会社株主に帰属する当期純利益		185,206	248,228	△63,021

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

〔個別〕貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別	第57期 (2020年3月31日現在)	第56期(ご参考) (2019年3月31日現在)	増減(ご参考)
資産の部				
流動資産		827,086	810,335	16,750
現金及び預金		87,778	112,220	
受取手形		164	234	
売掛金		159,543	158,114	
有価証券		188,500	215,000	
商品		275,286	208,081	
貯蔵品		69	74	
前渡金		150	11	
前払費用		1,945	1,866	
未収消費税等		67,689	48,171	
その他		45,961	66,563	
貸倒引当金		△2	△2	
固定資産		178,092	167,778	10,313
有形固定資産		33,151	31,970	1,180
建物		9,558	8,299	
構築物		1,081	1,095	
機械及び装置		565	797	
車両運搬具		7	11	
工具、器具及び備品		2,785	2,091	
土地		19,061	19,061	
リース資産		1	2	
建設仮勘定		88	610	
無形固定資産		7,685	5,566	2,118
特許権		269	319	
ソフトウェア		1,555	803	
ソフトウェア仮勘定		5,791	4,372	
その他		68	69	
投資その他の資産		137,255	130,241	7,014
投資有価証券		35,509	24,819	
関係会社株式		77,636	77,636	
従業員に対する長期貸付金		0	0	
破産更生債権等		442	442	
長期前払費用		1,508	1,814	
前払年金費用		2,307	2,096	
繰延税金資産		14,209	16,345	
その他		6,132	7,579	
貸倒引当金		△491	△493	
資産合計		1,005,178	978,113	27,064

科目	期別	第57期 (2020年3月31日現在)	第56期(ご参考) (2019年3月31日現在)	増減(ご参考)
負債の部				
流動負債		507,317	419,590	87,727
買掛金		197,058	177,912	
リース債務		0	0	
未払金		44,417	43,839	
未払費用		6,218	7,335	
未払法人税等		23,969	9,415	
前受金		122,872	64,202	
預り金		103,741	103,630	
賞与引当金		6,430	8,522	
役員賞与引当金		2,284	4,575	
その他		323	155	
固定負債		18,001	18,139	△137
リース債務		1	2	
退職給付引当金		17,889	17,220	
役員退職慰労引当金		110	374	
株式給付引当金		—	467	
役員株式給付引当金		—	74	
その他		0	0	
負債合計		525,319	437,729	87,589
純資産の部				
株主資本		449,552	520,580	△71,027
資本金		54,961	54,961	
資本剰余金		78,023	78,023	
資本準備金		78,023	78,023	
利益剰余金		345,879	399,418	
利益準備金		5,660	5,660	
その他利益剰余金		340,218	393,757	
特別償却準備金		0	2	
繰越利益剰余金		340,218	393,755	
自己株式		△29,310	△11,821	
評価・換算差額等		19,915	12,434	7,480
その他有価証券評価差額金		19,947	12,474	
繰延ヘッジ損益		△32	△39	
新株予約権		10,391	7,368	3,022
純資産合計		479,859	540,384	△60,525
負債純資産合計		1,005,178	978,113	27,064

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔個別〕損益計算書

(単位:百万円)

科目	期別	第57期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第56期(ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減(ご参考)
売上高		1,029,433	1,158,480	△129,046
売上原価		858,210	946,346	
売上総利益		171,222	212,133	△40,910
販売費及び一般管理費		69,485	65,863	
営業利益		101,737	146,269	△44,531
営業外収益		109,635	208,140	△98,505
受取配当金		106,904	204,629	
その他		2,731	3,511	
営業外費用		1,603	1,716	△113
支払利息		819	1,273	
固定資産賃貸費用		317	297	
自己株式取得費用		174	—	
関税追加徴収額		173	—	
その他		118	145	
経常利益		209,769	352,693	△142,923
特別利益		1	7,569	△7,568
固定資産売却益		1	0	
移転価格税制調整金		—	6,367	
関係会社支援損戻入金		—	1,201	
特別損失		7	646	△638
固定資産除売却損		7	644	
その他		—	1	
税引前当期純利益		209,763	359,617	△149,853
法人税、住民税及び事業税		33,414	48,803	
法人税等調整額		△1,165	△1,936	
法人税等合計		32,248	46,867	△14,618
当期純利益		177,514	312,750	△135,235

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 通孝 ㊟

指定有限責任社員
業務執行役員 公認会計士 西野 聡人 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 紳 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の

立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- ・また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 通孝 ㊟

指定有限責任社員
業務執行役員 公認会計士 西野 聡人 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 紳 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど

うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- ・また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等及び監査役との情報交換を図り、必要に応じて子会社から、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、この他、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

東京エレクトロン株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 芳 輝 ㊟

常勤監査役 田 原 計 志 ㊟

監 査 役 山 本 高 稔 ㊟

監 査 役 酒 井 竜 児 ㊟

監 査 役 和 貝 亨 介 ㊟

(注) 監査役 山本高稔、監査役 酒井竜児及び監査役 和貝亨介は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	定時株主総会については、毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当支払株主確定日	期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先) (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 ☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元未満株式の 買取請求取扱	お取引証券会社等 (特別口座で管理されている場合は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社)
公告方法	電子公告 (電子公告アドレス (https://www.tel.co.jp/ir/stocks/koukoku/) ただし、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第一部 (証券コード8035)

特集 環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取り組み

当社グループは「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」を基本理念としています。半導体製造装置及びFPD製造装置のリーディングカンパニーとして当社が果たすべき役割は、事業を通じて社会の課題解決と発展に貢献し、中長期的に企業価値を向上させていくことであると考えています。近年、資本市場においても、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面から企業を評価する投資行動が広がっております。当社グループはESGの各分野において、以下の活動テーマに基づき、積極的に活動をおこなっています。また、国際的な枠組みに沿って活動を展開すべく、2013年に国連グローバル・コンパクト^{*1}に署名し全社でSDGsに取り組むとともに、2015年にはRBA^{*2}に加盟しサプライチェーンにおけるESGの推進に努めております。

今後も、ESG分野での活動に注力し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

*1 国連グローバル・コンパクト：国連の提唱する人権、労働、環境及び腐敗防止に関する普遍的原則

*2 RBA：エレクトロニクス業界を中心とするサプライチェーンにおけるCSRの推進団体、Responsible Business Allianceの略

ESG分野の活動テーマ

当社グループは企業価値のさらなる向上のために、ESG分野における中期目標と目標達成のための活動テーマを設定しております。設定した活動テーマと主な取り組みは以下のとおりです。

	テーマ	主な取り組み
環境	製品、事業所における環境負荷の低減と社会への貢献 環境マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標の達成に向けた活動 ・ TCFD^{*1}の枠組みに沿った気候変動への対応 ・ 技術革新による環境負荷低減と新たな価値の創造 ・ ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの推進 ・ 環境法規制の遵守と環境コンプライアンスの実践
社会	人権 ダイバーシティ&インクルージョン 健康と安全 ワーク・ライフ・バランス キャリア形成 サプライチェーンマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権デューデリジェンス（評価と是正）及び救済 ・ 多様な人材の登用による競争力の強化 ・ 安全衛生管理の推進と健康経営^{*2}の促進 ・ 働きやすい職場の構築とライフサポートの充実 ・ 階層や目的などに応じた人材開発プログラムの強化 ・ サステナブルなサプライチェーンマネジメントの推進
ガバナンス	コーポレートガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の監視監督機能の強化による実効性の高いガバナンス体制の構築 ・ リスクマネジメント活動に関する全社的な仕組みやプロセスの展開 ・ 企業倫理の確立と実践、内部通報制度の強化と運用

*1 TCFD：気候変動関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

*2 健康経営：2020年3月に、国内グループ会社全体で「健康経営優良法人2020～ホワイト500～」に認定されました。

環境 (Environment)

当社グループでは、環境に関する下記の中長期目標を掲げ、製品や事業所の環境負荷の低減に取り組むとともに、より消費電力の低いデバイス開発に貢献する技術を提供することで地球環境の保全に努めています。

中長期環境目標

中期目標 (2030年)

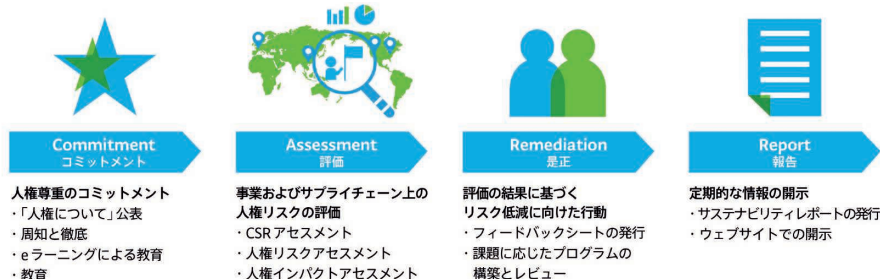


長期目標 (2050年)

東京エレクトロンは環境マネジメントのリーディングカンパニーとして、地球環境の保全に取り組めます。製品や事業所の環境負荷低減を積極的に推進するとともに、エレクトロニクス製品の低消費電力化に寄与する革新的な製造技術を提供することで、夢のある社会の発展に貢献します。

社会 (Society)

当社グループでは、人権についての考え方を明確にして人権リスクを洗い出し、是正のアクションを展開するとともに、通報制度を含む救済システムの充実化を推進することにより、夢と活力の最大化に努めています。



ガバナンス (Governance)

当社グループが、ESG活動を強化し、持続的成長を実現するためには、実効性の高いガバナンス体制を構築することが重要であると考えています。当社取締役会においては、多様な見識・経験を有する取締役及び監査役が持続的な企業価値の向上という視点から、活発な議論をおこなっております。

また、リスク管理については統括組織のもと、グループ全社的なリスクマネジメントを推進しております。この組織では、各業務の担当所管部門と連携し、リスクの洗い出し、重要リスクの認定、リスク低減策の策定・実行、効果のモニタリング、リスクコントロール状況の把握といった、PDCA活動を推進しております。さらに、当事業年度においては、リスク管理体制強化プロジェクトを通じ、外部専門家による内部統制システム及びグループ会社統制のレビューを実施しました。

* ESGに関する取り組みの詳細については、当社のサステナビリティレポートもご参照ください。 <https://www.tel.co.jp/csr/report/>

特集 半導体 (IC) 製造プロセス

半導体はPCやスマートフォン、デジタルカメラ、自動車、家電などあらゆるデジタル製品の基幹部品として利用されています。当社はこの半導体を「つくる」ための主要な工程をカバーする半導体製造装置を開発、製造し、優れた技術サポートとともに世界中の半導体メーカーに提供しています。

成膜



Thermal Processing System
TELINDY PLUS™

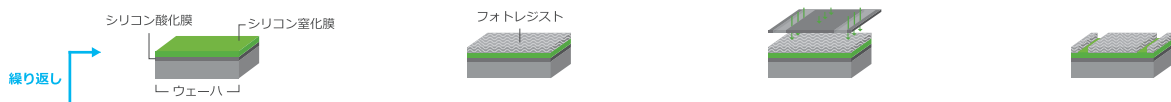
Single Wafer Deposition System
Triase™

Atomic Layer Deposition System
NT333™

リソグラフィー (フォトレジスト塗布・現像)



Coater/Developer
CLEAN TRACK™ LITHIUS Pro™ Z



繰り返し

酸化膜形成・窒化膜形成

酸化、CVD*、あるいはALD**法などを用いて、清浄なウェーハ上に薄膜(シリコン酸化膜、シリコン窒化膜など)を堆積、成膜します。

* CVD : Chemical Vapor Deposition (化学気相成長)

** ALD : Atomic Layer Deposition (原子層堆積)

フォトレジスト*塗布

ウェーハを高速回転させながら、フォトレジストをウェーハ全面に薄く、均一に塗布します。

* フォトレジスト : UV光により性質変化が起こる感光材料

露光

ICパターンを描いたフォトマスクをウェーハに合わせ、露光装置でUV光を照射し、フォトレジストにパターンを転写します。

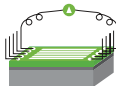
現像

露光されたフォトレジストを現像液で溶かします。これにより、使用したフォトマスクに応じたパターンがウェーハ上に残ります。

検査



Wafer Prober
Precio™ V/ Precio™ XL



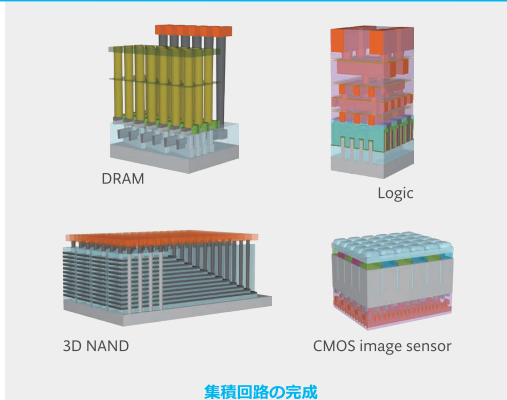
完成された集積回路の一つひとつに検査針を当てて良・不良判定をおこないます。

ウェーハ検査

素子分離形成、ゲート形成



Wafer Bonder/
Debonder
Synapse™ V/
Synapse™ Z Plus



集積回路の完成

再配線層や突起電極(パンプ)を形成後、裏面を研磨したウェーハを支持基板に貼り合わせる場合もあります。その後、支持基板をデボンディング装置により剥離します。

支持基板貼り合わせ・
薄化・剥離

FPD製造の要となる前工程(TFTアレイプロセス)も、半導体の製造プロセスとほぼ同様のステップを踏みます。

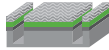
■ ウェーハ処理プロセス(前工程)

■ 検査・組み立てプロセス(後工程)

エッチング



Plasma Etch System
Tactras™



エッチング

プラズマエッチング装置で、フォトレジスト上に現像されたパターンに従って、成膜されたシリコン酸化膜・シリコン窒化膜などを削り取ります。

洗浄



Single Wafer
Cleaning System
CELLESTA™-f



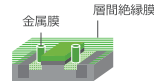
レジスト剥離・洗浄

エッチング後に不要になったフォトレジストを除去します。また、洗浄装置でウェーハを薬液に浸して、不純物を除去します。

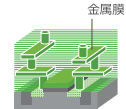
配線形成



Single Wafer
Deposition System
Triase™



Plasma Etch System
Tactras™



個別トランジスタをつなぐ配線を形成するため、ゲート上に層間絶縁膜を堆積・成膜し上下パターンの分離をおこないます。接続孔(コンタクトホール)をつくり、CVD法で金属膜を埋め込みます。

上下パターンの分離のため絶縁膜を堆積し、配線溝パターンをつくります。その溝(トレンチ)に金属膜を埋め込み、余分な膜を研磨・除去します。これを配線階層分繰り返します。

配線前のトランジスタ(素子)が完成

ゲート電極

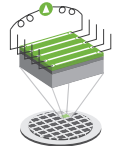
コンタクト形成

多層配線形成

パッケージング・検査

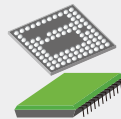


Wafer/Dicing Frame
Prober
WDF™12DP+



ウェーハから切り出されたチップ一つひとつに対し、良・不良判定をおこないます。

検査



良品チップをパッケージ基板、またはリードフレームに接続し、セラミック樹脂などに封入します。

半導体パッケージングの完成

パッケージ・組み立て



CMOS image sensor
カメラ



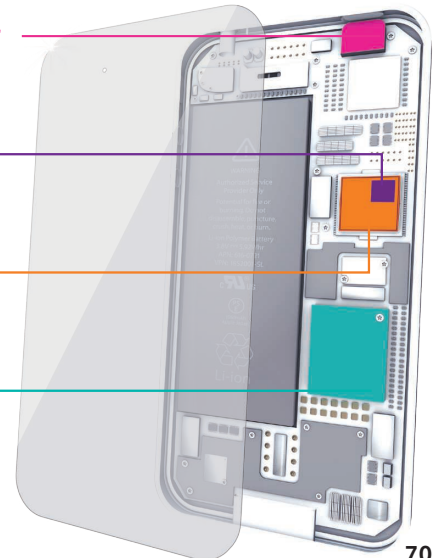
DRAM
ワーキングメモリ



Logic
データ処理、
アプリ実行



3D NAND
ストレージメモリ



東京エレクトロン株式会社

株主総会会場

ご案内図

日時 2020年6月23日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

会場 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階「葵」

電話(03)3211-5211

最寄駅から会場までのご案内

東京メトロ

- 千代田線
- 半蔵門線
- 丸の内線
- 東西線

都営地下鉄

- 三田線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京

地下1階に直結

